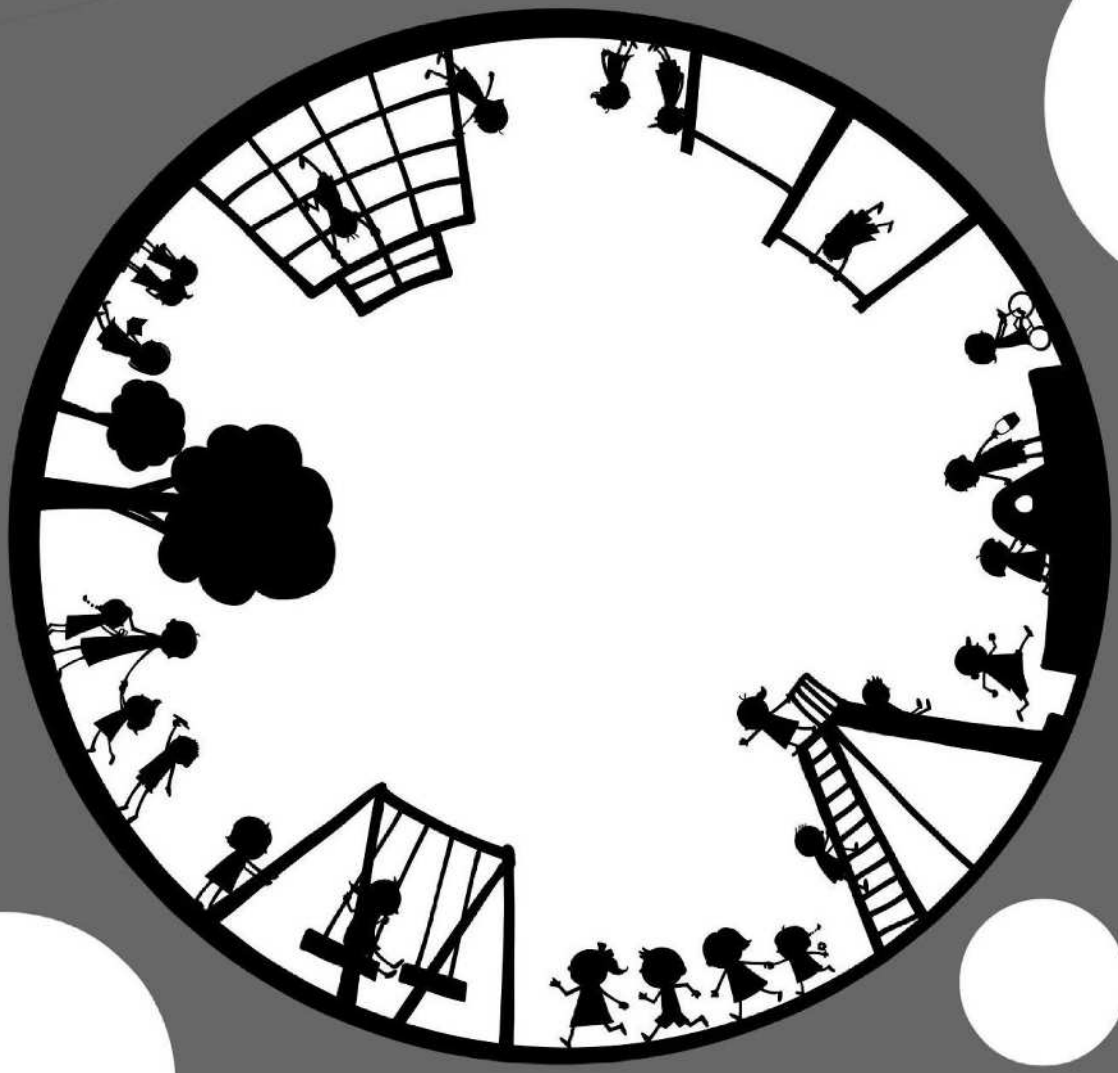
都城市

教育・保育施設入所案内



都城市役所　保育課
TEL:0986-23-4894（直通）
e-mail: hoiku@city.miyakonojo.miyazaki.jp

もくじ



★幼稚園・保育所・認定こども園に入所するにあたって‥‥ 1

★副食費免除の範囲‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11

★教育・保育施設一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 26

★施設のご案内‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

★入所申込書記載例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 40

★空き情報のご案内及び記載要領等のご案内‥‥‥‥‥ 44

・都城市役所保育課ホームページアドレス
https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/89/

・はぴみやこんじょホームページアドレス
https://www.hapi-miyakonjo.jp/

・エンクルホームページアドレス
https://app.en-kuru.com/

幼稚園・保育所・認定こども園に入所するにあたって



1 支給認定区分について

教育・保育施設を利用する場合には、まず認定を受ける必要があります。

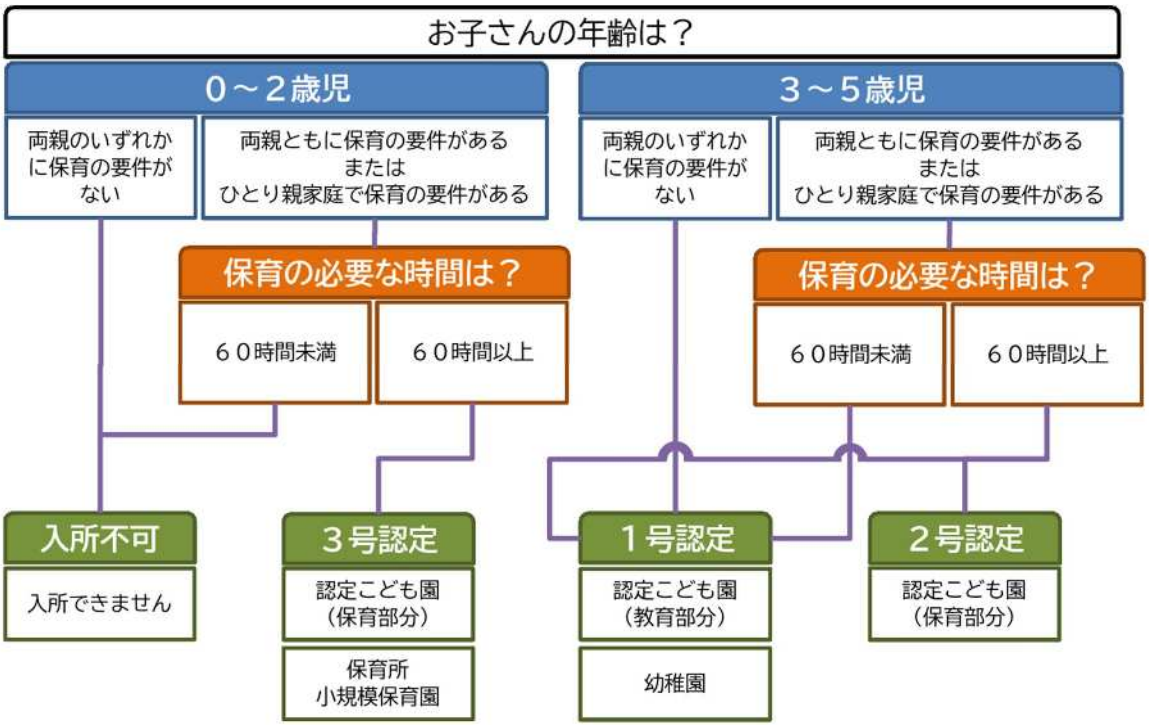
	年齢	保育の必要性	区 分	必要量	利 用 先
3つの認定区分	3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育部分)
		あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育部分)
	3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所・小規模保育所 認定こども園(保育部分)

・「保育の必要性あり」とは、都城市に住所があり、生活の実態が認められる世帯において、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育をすることが難しい場合を指します。幼児教育を受けさせたい、集団生活に慣れさせたい、保護者の私的な用事、リフレッシュ等を理由に2・3号認定での入所はできません。

・家計の主宰者が同居していない等の不自然な世帯の分離がある場合や、住所のみが都城市にあり、生活の実態が認められない場合は入所できません。

・1号認定に加えて、新2・3号認定を受けることで、預かり保育料が無償になります。(上限あり)

詳しくは 17 ページをご覧ください。



※就労以外の「保育を必要とする事由」に該当する場合にも、2・3号認定を受けることができます。

「保育を必要とする事由」については、2 ページをご覧ください。

★令和9年度のクラス年齢早見表

クラス年齢	生 年 月 日
5歳児(年長)	令和３年(2021年)4月2日～令和４年(2022年)4月1日
4歳児(年中)	令和４年(2022年)4月2日～令和５年(2023年)4月1日
3歳児(年少)	令和５年(2023年)4月2日～令和６年(2024年)4月1日
2歳児	令和６年(2024年)4月2日～令和７年(2025年)4月1日
1歳児	令和７年(2025年)4月2日～令和８年(2026年)4月1日
0歳児	令和８年(2026年)4月2日～令和９年(2027年)4月1日

2 施設について

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定 こども園	教育と保育を一体的に行う施設。地域の子育て支援も行います。 【幼保連携型】幼稚園と保育所の両方の機能を備えて、一体的な運営を行う施設 【幼稚園型】幼稚園が保育の必要性のある児童のための保育時間を確保するなど、保育的な機能も備えた施設 【保育所型】保育所が保育の必要性のない児童も受け入れるなど、幼稚園的な機能も備えた施設
小規模 保育所	少人数(定員 6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと0～2歳の子どもを保育する施設
企業主導型 保育所	企業の従業員や地域の子どもたちを対象とした保育施設
事業所内保育所	病院内で働く医師や看護師などの子どもを対象にした保育施設
認可外保育施設	預けられる時間や料金を独自に設定、英語教育など特色ある活動を行っている保育施設もある

3 保育を必要とする事由について

都城市の場合、**新規入所において育児休業中の方は、他の要件に変更して申し込むことはできません。育児休業の復帰(就労要件での申込)が必要**となります。

ただし、妊娠・出産の場合のみ、例外的に認めています。

入所理由	保育を必要とする事由
就労	**父母が仕事(内職を含む)をするため、保育が必要な場合** ・事業所等で就労している場合 ・自営業(農業従事者含む)または内職を行う場合 ※就労時間は常時月 60 時間以上、収入は1か月に最低賃金×60時間以上の収入があること、その収入について所得税・市民税の申告をしていることが条件となります。 確認を行った際に、条件を満たさない場合、退所となります。
妊娠・出産	**母親が妊娠中または出産後で保育が必要な場合** 出産月をはさんで産前産後各2か月の計5か月以内 (上記期間中は、妊娠・出産を理由とする申請のみの受付となります)
疾病等	**保護者が病気または心身に障がいがあるため保育が必要な場合** ・保護者に障がい等があるため、就労又は保育ができない場合 ・疾病や負傷により長期間にわたり入院や通院等の治療が必要な場合
病人の 介護等	**長期間にわたり親族を介護・看護している場合** 長期間にわたり疾病や心身に障がいがある同居中の親族を介護・看護するため、児童の保育ができない場合
求職活動	**求職中(仕事を探している)の場合** 保護者が求職活動を行う場合(最大3か月取得可能・延長なし) 出産予定がある場合には、出産要件の前の期間には取得できません。
育児休業に係る 継続利用	**育児休業取得時に上のお子さんが既に保育施設を利用しており、引き続き保育施設の利用を希望する場合** ※要件の変更には、条件や必要書類がございます。詳しくは、6 ページをご覧ください。
その他	**・学校または職業訓練校等に就学する場合(自動車学校、通信講座、通信教育は除きます)** **・火災や地震等により家屋を失ったり破損したため、その復旧のあいだ児童の保育ができない場合**

4 新規入所における提出書類

① 教育・保育給付認定申請書（兼 保育所入所・認定こども園入園申込書）

※児童1人につき1部提出が必要です　申請書の記入にあたっては40ページをご覧ください

個人番号カードまたは運転免許証等の身分証明書をご持参ください。

・利用を希望する施設（事業所）名等について

施設にはそれぞれ定員があります。**入所申込書には第5希望までご記載することが可能です**が、入所希望者が施設の定員を上回る場合は、基本指数、調整指数及び優先指数（7～9ページ）をもとに都城市が利用調整を行い、入所する施設を決定します。

そのため、希望する施設に入所できない場合もございます。

★申込みの際の見学の有無について

保育所等は園により、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、事前に見学し、お子さまに合った保育所等を選択されることをおすすめします。（ここでいう“見学”とは、“外から見た”ことではなく、園の職員から直接説明を受けることを指します）

また、施設によりアレルギー対応、宗教上の食物等の除去対応の可否などが異なります。
病気や障がい、発達面でのフォローなど身体面・精神面での保育上のサポートを希望される場合は、必ず見学・相談をしてください。（サポートの体制を準備するための期間が必要です）

見学は必須となります。
利用調整の際に未見学の場合は、入園の内定ができないことがありますのでご注意ください。
なお、申請の締切日までに見学が難しい場合は、園にご連絡いただき、見学の予定を立てた後、ご申請ください。

② 保育を必要とする事由及び入所決定に必要な書類

父母ともに該当する保育を必要とする事由の証明書等の提出が必要です。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	【事業所に勤めている場合】 **・就労証明書** 【家族従事者の場合】 **・就労証明書と下記の書類** ☆事業専従者の場合には、事業主の収支内訳（計算）書の写し ☆青色事業専従者の場合には、青色事業専従者給与に関する届出の写し ☆月々の給与明細書 【すでに開業している自営業の場合】 **・自営業等申告書と下記の書類** ☆申込時点で市民税申告、確定申告をしている場合には、その写し 申込時点で申告をしていない場合には、月々の売上金額の確認できる書類（通帳の写しや収入金額をまとめている一覧表など） ☆事業の名称・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページなど ☆税務署に提出した開業届の写し
妊娠・出産	**・保育が必要な要件申立書** 添付資料：母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日の記載欄）
疾病等	**・疾病・障がい申立書** 添付資料：医師の診断書もしくは様式による医師からの証明等
病人の介護等	**・保育が必要な要件申立書** 添付資料：介護等を受ける方の医師の診断書やケースワーカーによる計画書等
求職活動	**・保育が必要な要件申立書（求職要件用）** 求職活動状況報告書（就労までの期間、または3ヶ月間を記録）
その他	**・保育が必要な要件申立書** 添付資料：在学証明書、学校のカリキュラム等、り災証明書等

5　入所の決定(利用調整)について

利用調整とは

保育所等は、施設ごとに定員が決まっているため、申込みが定員を超える場合があります。

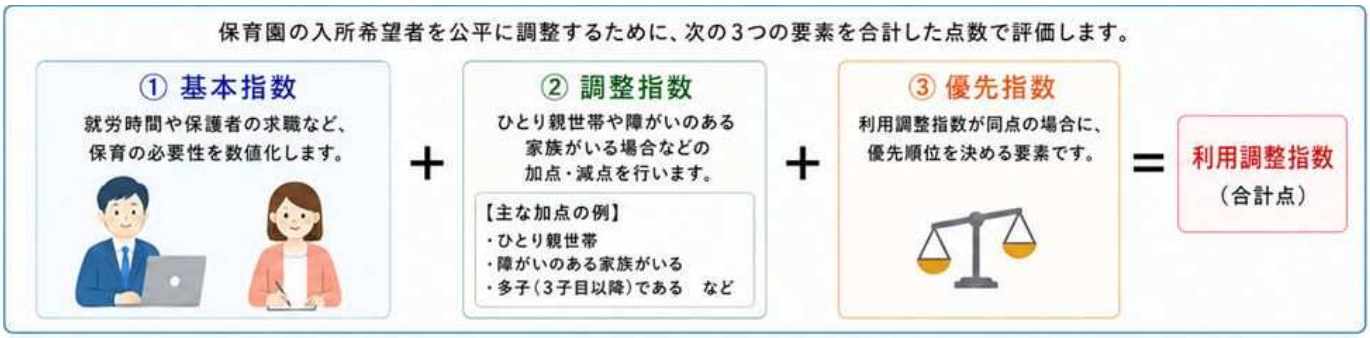
その場合、保護者の就労状況や家庭の状況などを確認し、市が定めた基準に基づいて、入所するお子さまを決定します。

入所決定までの流れ

① 申込み	② 内容確認	③ 点数算定	④ 利用調整	⑤ 入所決定
希望する保育所等を申込みます。申請書と保育の要件を証明する書類を提出します。	就労状況や家庭の状況など、提出された書類の内容を確認します。	利用調整基準に基づき、保育の必要性や家庭の状況などを点数化します。	調整点数、希望する施設、年齢ごとの受入可能人数などを踏まえて調整します。	利用調整の結果に基づき、入所する施設を決定し、保護者へ通知します。

利用調整点数の算定について

保護者の就労状況や家庭の状況などについて、すべての申込者を同じ基準で確認し、調整点数を算定します。



利用調整における注意点

利用調整では、調整点数だけでなく、希望する施設の定員、年齢ごとの受入可能人数、他の申込者の状況などを踏まえて入所する施設を決定します。

そのため、**調整点数が高い場合でも、希望どおりに入所できない場合があります。**園の空き状況を公表していますので、参考にして希望園をお選びください。

よくお問い合わせのあるへの回答

・見学は必須です。見学をしたうえで、希望園を決定してください。
・入所の申込み順番は、利用調整に関係ありません。
・複数の園を希望する必要はありません。
(ただし、複数の園を希望することで、入所の可能性が高まる場合があります)

公平・平等な利用調整

市外から転入された方や、転入を予定されている方についても、**転入を理由として優先して入所を決定することはありません。**

保育を必要とする状況に基づいて、客観的に入所を決定します。

6 保育の必要量について

保育を必要とする事由や勤務時間等に基づき、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

必要量	保育を必要とする事由
保育標準時間（11 時間のうち保育の必要な時間）	就労（月に 120 時間以上）、出産等
保育短時間 （8 時間のうち保育の必要な時間）	就労（月に 60 時間以上 120 時間未満）、求職活動等

★求職活動の場合は保育短時間になります。

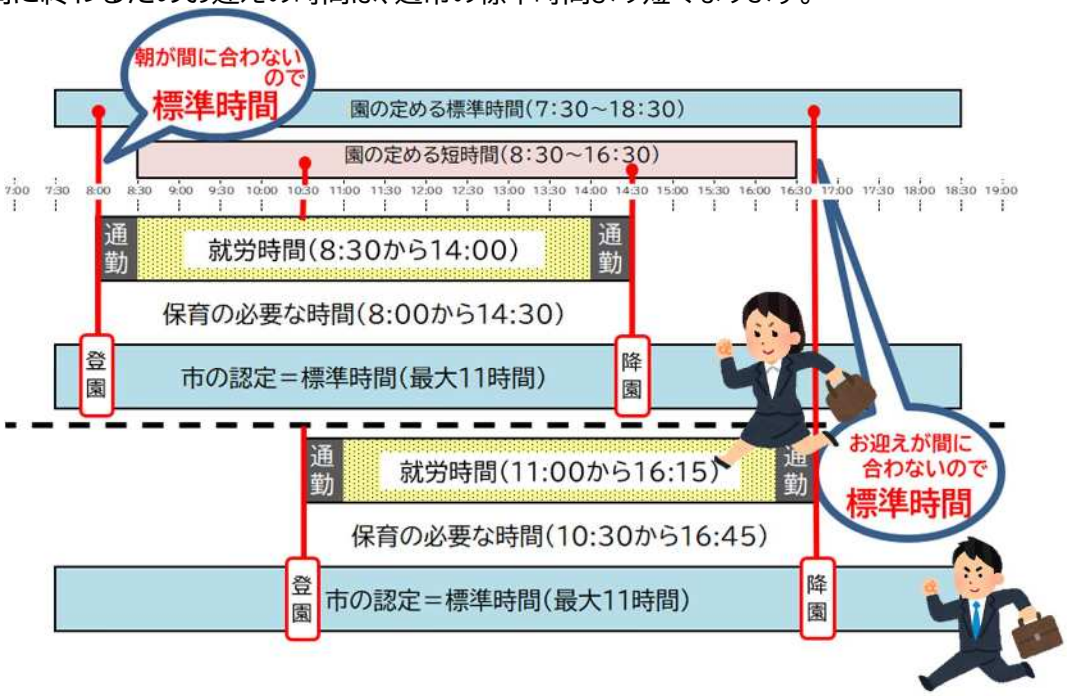
★保育時間については、各施設で設定しています。各施設の紹介ページ（28 ページ～）でご確認ください。

★保育の必要な時間は、就労時間や通勤時間を考慮して認定された「保育必要量」の範囲内で実際の就労状況・通勤状況などを考慮して、保育園等が決定します。就労予定日、時間等に変更等があった場合には、シフト表等を保育園等へ提出し、調整を行うようにしてください。

【A 園を利用の場合】通勤時間（帰り支度を含む）を 30 分として想定



★就労時間が 120 時間以下であっても、下記の場合には、標準時間で認定されますが、勤務時間が早い時間に終わるためお迎えの時間は、通常の標準時間より短くなります。



※この図では送迎時間を 30 分と想定していますが、実際には退勤時刻や通勤距離などにより 30～60 分程度と個人差があります。

7 各種変更の手続について

市から保育の必要性の認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は、必ず手続き・届出が必要になりますのでご注意ください。

《 必要な手続き・届出について 》

① 就労先(就労時間の変更も含む)、離職(退職)、転職など変更があった場合
② 離職し、求職活動に入る場合
③ 婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合
④ 市民税等の修正申告があった場合
⑤ 児童及び世帯員の障害者手帳等の状況に変化があった場合(新規交付、廃止、更新等)
⑥ 生活保護の開始・廃止があった場合
⑦ ひとり親世帯の児童扶養手当の受給の開始・廃止があった場合
⑧ その他、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
⑨ 市外へ転出したが、継続して現在通っている園を利用したい場合
⑩ 1 か月以上 2 か月未満、園を利用しない場合
⑪ 2 か月以上、園を利用しない場合



保育を必要とする理由に虚偽の報告があったときは、**認定の取消しとなる場合**があります。

※変更に伴う手続きが生じた場合は、変更予定日の 1 週間前までに変更届等の書類をしてください。

市では、保育を必要とする理由に変更がある場合、内容変更届または変更内容のわかる書類のいずれかを提出した日から変更します。

そのため、後から書類を提出し、変更のあることが分かっても、遡って認定変更することはありませんので、注意してください。

ただし、延長料金を安くするために虚偽の報告や報告していないことがあった場合には、遡って認定変更します。

認定がない状態で保育園等を利用していた場合、認定がなかった日数分の預かり料金が発生します。この預かり料金については、保育料ではないため、無料化対象外になりますので、実費の支払いが必要になります。

○育児休業取得中の保育施設の継続利用における手続きについて

育児休業取得時に上のお子さんが既に保育施設を利用しており、引き続き上のお子さんの保育施設の利用を希望する場合、「育休継続」要件として保育施設を継続して利用することが可能です。

①育児休業給付金(手当)を受給し、育児休業を取得している方

→**育児休業給付金支給決定通知書の写し**(育児休業取得証明書)の提出が必要です。

②育児休業給付金の受給対象でなくても、**次の要件をすべて満たす**場合、「育休継続」として認めます。

・月 60 時間以上の就労についての契約及び実績があること
・月々の賃金が「60 時間×最低賃金」の額を上回っていること
・当該契約が育児休業復帰後も継続するものであること

→**就労証明書**(勤務先において「育休の取得期間」「月60時間以上の就労時間」「復職(予定)年月日」「過去の就労実績」が明記されていること) の提出が必要です。

8 利用調整指数について

(1)基本指数

保護者の状況(保育を必要とする事由)					
No	種　　類		細　　目	基準指数	提出書類
1	就労	被雇用者・雇用主または自営・農業等の中心者(労働時間に見合う収入がある者)	月 160 時間以上の就労を常態している場合	20	・就労(予定)証明書 ・自営業等申告書 ・内職従事申告書 上記のいずれか、または複数就労の場合はその両方
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態している場合	19	
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態している場合	18	
			月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態している場合	17	
			月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態している場合	16	
			月 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態している場合	15	
		自営・農業等の専従者若しくは親族又は居宅内労働(内職等) ※無給の就労は不可	月 160 時間以上の就労を常態している場合	18	
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態している場合	17	
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態している場合	16	
			月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態している場合	15	
			月 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態している場合	14	
			月 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態している場合	13	
2	妊娠・出産		出産月を基準としてその産前産後2か月の合計5か月間の範囲で必要な期間	17	保育が必要な要件申立書及び母子手帳の写し等
3	疾病		1か月以上入院している場合	20	保育が必要な要件申立書及び医師が証明した診断書 ※申立書に医師による診断の記載があれば診断書は不要(№5、6も同様の扱い)
			週1日以上の通院を要し、かつ自宅において保育が困難と診断された場合	17	
			月1回以上の通院を要し、かつ自宅において保育が困難と診断された場合	14	
			上記以外の一般療養で保育が困難と診断された場合	12	
4	心身障害		身障手帳1～2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳 A の交付を受けており保育が困難な場合	20	保育が必要な要件申立書、医師が証明した診断書及び身体障害者手帳等
			身障手帳3級、精神保健福祉手帳2～3級、療育手帳 B 1、B2の交付を受けており保育が困難な場合	14	
5	看護・介護(同居親族の看護・介護)		居宅、施設等にて日中看護、心身障がい者(児)の通所等の付添いでおよそ週5日程度	20	保育が必要な要件申立書、医師が証明した診断書及び通学証明書もしくは介護ケアプラン計画書等
			居宅において介護・看護及び通院介助等の付添いでおよそ日4時間程度	17	
			上記以外の一般療養で保育が困難な場合	12	
6	災害復旧		災害等により自身の家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない場合	20	保育が必要な要件申立書及びり災証明書等
7	求職活動		就労先が決まっていない場合	5	保育が必要な要件申立書
8	就学		学校教育法に基づく大学等(放送大学除く)または職業訓練校等に在学する日数、時間を1の労働時間に換算	15～20	保育が必要な要件申立書及び在学証明書等
9	その他		児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	5～20	

(2)調整指数

家庭の状況等			
No	条　　件	調整指数	確認書類
1	両親不在の場合(主たる保育者が里親、祖父母等)	50	−
2	ひとり親で同居又は同住所の祖父母がない場合	40	−
3	ひとり親で同居親族がいる場合	20	−
4	同居又は同一住所に 60 歳未満の保育可能と思われる祖父母等がいる場合	-5	−
5	生活保護受給世帯	15	−
6	ひとり親以外で死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等の事実を有している保護者	10	警察へ提出した被害届等の書類など
7	生計中心者の失業	10	−
8	既に保育所に入所している児童が、弟又は妹の出生により母又は父が取得した育児休業取得のために退園したのち、育休明けに再申請をする場合	20	−
9	兄弟姉妹が既に入所している場合(多胎児同時入所の場合も含む)	20	−
10	兄弟姉妹が同時に入所する場合	5	−
11	18 歳未満の子どもが3人以上おり、第3子以降が入所する場合	10	−
12	入所申込児童が障がい児(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている者又は発達障害若しくはその可能性のある者)	50	身体障害者手帳等
13	小規模保育等卒園児	15	−
14	世帯の転居、保護者の転職等による転園の場合	5	就労証明書等
15	同一認定子ども園内において、1号から2号に変更となる場合	10	−
16	保育料を正当な理由なく滞納している場合	-10	−
17	添付書類の提出期日が過ぎたもしくは未提出の場合	-5	−
18	証明内容不整合(虚偽内容以外の軽微なもの)	-3	−
19	虐待・DV	30	警察へ提出した被害届等の書類など
20	保護者が共に心身に障害を有している場合	10	身体障害者手帳等
21	同居する世帯に兄弟姉妹が心身に障害を有している場合	5	身体障害者手帳等
22	保護者が単身赴任の場合	3	就労証明書等
23	市内の保育園等で保育士、看護師として就労しているまたはする場合 (新規申込者のみ)	20	就労証明書等
24	本市より広域入所にて委託している児童が市内の保育園等へ転所希望する場合	2	−
25	前年度から本市にて待機している場合 (今年度4月入所希望までの新規・転所申込みの場合)	3	−
26	児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	5～20	−

（3）合計指数が同数である場合の優先指数

優先順位の適用要件				
No	状　　況	適用要件	優先指数	確認書類
1	就労実績が1年以上	入所予定日において、保護者が引き続き1年以上就労していることを確認できる場合（父母が要件に当てはまっている場合はそれぞれ加算する）	1	就労証明書等
2	認可外保育施設を1年以上利用	過去に認可保育施設の入所申込をしていたが入所できずに認可外保育施設を利用している児童	2	－
3	認可外保育施設を利用		1	－
4	育児休業取得1年以上	入所予定日において、保護者が1年以上育児休業を取得している場合。ただし、就労証明書等で育児休業を取得していることを確認できる場合に限る	2	就労証明書等
5	育児休業取得	入所予定日において、保護者が1か月以上育児休業を取得している場合。ただし、就労証明書等で育児休業を取得していることを確認できる場合に限る	1	就労証明書等
6	保護者が障がい者等	保護者が身障手帳1～2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳 A の交付を受けている場合	2	身体障害者手帳等
		保護者が身障手帳3級、精神保健福祉手帳2～3級、療育手帳 B1、B2の交付を受けている場合	1	身体障害者手帳等
7	保護者の祖父母が市外又は県外に居住	保護者の両祖父母が北諸県郡三股町及び鹿児島県曽於市を除く市外又は県外に居住している場合	1	－
8	世帯の子どもの数	養育している子どもの人数が多い世帯	2	－
9	基本指数が高い世帯	基本指数及び調整指数の合計が同点となった場合に基本指数が高い世帯に加算する	1	－

9 保育料について

子育て支援のための保育料無料化事業（以下、市独自の無料化）により、

0歳児～2歳児（4月1日時点で満2歳）の保育料は無料です。

また、3歳児クラス（4月1日時点で満3歳）からは国の政策により無償です。

市民税の申告は、世帯の所得階層の決定に必要となります。**収入がない場合でも申告が必要です。**

未申告の場合には入所できない場合もありますので必ず申告をお願いいたします。

（世帯の収入が一定未満の世帯で、同居の祖父母等がいる場合、祖父母等の市民税を計算に入れることがあります）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年中の世帯収入に基づく、令和8年度市民税で算定					令和8年中の世帯収入に基づく、令和9年度市民税で算定						

★副食費(おかず代等)の免除について(満3歳～5歳児)

保育料が無償になった場合でも、給食費(主食費、副食費)は、別途支払う必要がありますが、
以下の場合には副食費(おかず代等)が免除されます。

※3号認定の児童は、保育料に主食費・副食費が含まれています

<table>
<tr><td rowspan="5">2号認定</td><td>満3歳(2歳児クラス)</td><td colspan="2">徴収対象外(副食費については保育料に含まれる)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3歳児～5歳児
世帯収入で、
徴収 or 免除を決定</td><td colspan="2">免除対象者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">世帯収入の
範囲等</td><td>ひとり親世帯以外で市民税所得割額 57,700 円未満の世帯</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等で市民税所得割額 77,101 円未満の世帯</td></tr>
<tr><td>多子世帯
カウント</td><td>小学校就学前の兄姉が2人以上いる場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5">1号認定</td><td>満3歳(2歳児クラス)</td><td colspan="2">市独自の無料化に伴い無料</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3歳児～5歳児
世帯収入で、
徴収 or 免除を決定</td><td colspan="2">免除対象者</td></tr>
<tr><td>世帯収入の
範囲等</td><td>市民税所得割額 77,101 円未満の世帯</td></tr>
<tr><td>多子世帯
カウント</td><td>小学校3年生までの兄姉が2人以上いる場合</td></tr>
</table>

10 保育料階層・副食費算定の決定に必要な書類

	令和9年8月まで
令和8年1月1日以前から 都城市にお住まいで、 市民税の申告を行っている世帯	原則必要な書類はありません。
令和8年1月2日以降に 都城市に転入された世帯	※マイナンバーによる情報連携が不可能な場合のみ 令和8年度所得課税証明書(所得と課税両方がわかる書類) 令和8年1月1日現在で住民票のあった市区町村役場で 発行されます。
申告がお済みでいない世帯	速やかに申告を行ってください。収入の確認ができない場合、 退所となることがあります。 市民税が確定するまでは、**入所期間に制限**がかかり、 最高階層・副食費徴収となります。

	令和9年9月から
令和9年1月1日以前から 都城市にお住まいで、 市民税の申告を行っている世帯	原則必要な書類はありません。
令和9年1月2日以降に 都城市に転入された世帯	※マイナンバーによる情報連携が不可能な場合のみ 令和9年度所得課税証明書(所得と課税両方がわかる書類) 令和9年1月1日現在で住民票のあった市区町村役場で 発行されます。
申告がお済みでいない世帯	速やかに申告を行ってください。収入の確認ができない場合、 退所となることがあります。 市民税が確定するまでは、**入所期間に制限**がかかり、 最高階層・副食費徴収となります。

【多子区分・軽減世帯に認定するために必要な書類】

★ひとり親世帯＝戸籍届出受理証明(離婚・死別等の記載のあるもの)、児童扶養手当証書の写し
離婚調停中である証明(家庭裁判所における事件係属証明書等)など

★在宅障がい世帯＝同居家族が次のいずれかに該当する場合は手帳や証書の写しが必要です。

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

・特別児童扶養手当又は障害基礎年金を受給中の場合

★上のお子さんが下記の幼稚園等を利用されている世帯は在園証明書が必要です。

・施設型給付を受けない幼稚園(ただし、3 歳になった月から適用)、特別支援学校幼稚部(さくら視聴覚支援学校等)、児童発達支援施設(都北学園、ひかり園等)

副食費の免除対象者等の範囲

●認定区分ごとの免除対象の範囲内訳

1号認定子ども	世帯収入の範囲等	市民税所得割額77,101円未満の世帯
	多子世帯カウント	小学1～3年生及び施設に入所する兄姉が2人以上いる世帯

2号認定子ども	世帯収入の範囲等	市民税所得割額57,700円未満の世帯
		ひとり親世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の世帯
	多子世帯カウント	小学校就学前の施設に入所する兄姉が2人以上いる世帯

●階層番号ごとの副食費の免除対象早見表

階層番号については、利用者負担額決定通知書（保護者用）の利用者負担額の階層及び月額の欄に表示しています

1号（幼稚園及び認定こども園の教育時間利用）

階層番号	区分		免除対象者等の範囲 第1子	第2子	第3子
①	生活保護・里親世帯		免除	免除	免除
②-1	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
②-2		上記以外	免除	免除	免除
③-1	市民税課税 所得割：77,101円未満	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
③-2		上記以外	免除	免除	免除
④	市民税均等割課税 所得割：77,101円～211,200円以下		保護者負担		免除
⑤	市民税均等割課税 所得割：211,201円以上				免除

2号（保育園及び認定こども園の保育時間利用）

階層番号	区分			免除対象者等の範囲 第1子	第2子	第3子
①	生活保護・里親世帯			免除	免除	免除
②-1	市民税均等割非課税 所得割非課税世帯		ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
②-2			上記以外	免除	免除	免除
②-3	市民税均等割課税・所得割課税額による	所得割非課税世帯	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
②-4			上記以外	免除	免除	免除
③-1		48,600円未満	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
③-2			上記以外	免除	免除	免除
④-1		48,600円～57,700円未満	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
④-2			上記以外	免除	免除	免除
④-3		57,700円～61,000円未満	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
④-4		57,700円～61,000円未満	上記以外	保護者負担		免除
④-5		61,000円～77,101円未満	ひとり親、在宅障がい世帯等	免除	免除	免除
④-6		61,000円～77,101円未満	上記以外	保護者負担		免除
④-7		77,101円～80,000円未満				免除
④-8		80,000円～97,000円未満				免除
⑤-1		97,000円～115,000円未満				免除
⑤-2		115,000円～169,000円未満				免除
⑥		169,000円～301,000円未満				免除
⑦		301,000円～397,000円未満				免除
⑧		397,000円以上				免除

11 実費徴収、特定負担額について

1号認定、2号認定の保育料には副食費が含まれませんので、施設が定める額が必要となります。

その他、教育・保育の質の向上を図る上で必要な費用（特定負担額）や実費徴収（体操服など）が徴収される施設もあります。

その際には、施設と利用者で、特定負担額の使途・金額・理由について契約時に書面同意が必要となります。具体的な徴収費目・金額については、各施設にお問い合わせください。

支給認定区分		1号認定	2号認定	3号認定
国が設定した子ども一人当たりの経費	公定価格	施設型給付費 （国:県:市＝2:1:1）	施設型給付費 （国:県:市＝2:1:1）	施設型給付費 （国:県:市＝2:1:1）
		保育料（無償）	保育料 ① 4/1時点で3歳以上の児童（国の無償化対象） ② 満3歳児（4/1時点で2歳）は3号認定で計算	保育料（市独自無料化） （主食費、副食費を含む）
		主食費（ごはん代）	主食費（ごはん代）	
		副食費（おかず代）	副食費（おかず代）	
		実費徴収（体操服など）	実費徴収（体操服など）	実費徴収（体操服など）
		特定負担額 （施設が決めた額）	特定負担額 （施設が決めた額）	特定負担額 （施設が決めた額）

※副食費については、保育階層・多子世帯カウントにより免除になる場合があります。

12 入所のお申し込みについて

1号認定の場合

～入所までの流れ～（令和９年度４月入所の場合）

★1号認定の申込みはすべて、施設を通しての手続きになります。

書類配布	令和８年 10月20日	入所を希望する施設、保育課、各総合支所市民生活課及び各地区市民センターで申込み書類を配布します。
支給認定申請 入所申込	令和８年 11月２日～ 12月25日	入所を希望する施設に書類を提出します。 郵送の場合、必着となりますのでご注意ください
入所の内定	随時	施設から入所の内定を受けます。 市による入所選考・内定通知などはありません。
入所 ・認定通知書交付 ・利用者負担額（保育料）の決定	3月下旬	「認定通知書」及び「利用者負担額決定通知書」を送付します。 ※利用者負担額については、国の無償化により無料となりますが、副食費は世帯の市民税額や兄弟の数によって負担の有無が異なります。





2号・3号認定の場合
（保育所、認定こども園）

～入所までの流れ～（令和９年度４月入所の場合）

書類配布	令和８年 10月20日	入所を希望する保育施設、保育課、各総合支所市民生活課及び各地区市民センターで申込み書類を配布します。施設ごとに特色ある保育・教育を行っており、保護者が負担する金額も異なりますので、事前に入所を希望する施設の見学が必要です。 ※園見学については、直接園へお申し込みください。
支給認定申請 入所申込	受付期間 第1回　R8/11/2～12/25 第2回　R8/12/28～R9/3/1	受付場所：都城市役所保育課 ※各総合支所、各地区市民センターではリモート窓口にて受付いたします。 園でも書類の預かりを行います。 ※先着順ではありません。
利用調整（選考）	保育の必要性の事由に基づく基本指数、調整指数及び優先指数（7～9ページ）を用いて都城市が入所者を決定します。	
調整結果の通知	発送日 第1回　令和９年 2月中旬頃 第2回　令和９年 3月下旬頃	利用調整の結果は**文書にて通知**します。 ※育休を取られている場合は職場への復帰が必要ですので、職場と復帰日の調整をお願いします。 4/1入所　4/16まで 4/16入所　5/1まで　に復帰が必要 ※**保育課から職場に復帰日の確認の電話**を入れさせていただく場合もあります。
施設への連絡	保護者の方から内定した施設に連絡していただき、入所に向けて準備を進めてください。	
通知書の発送	入所認定の期間や保育料（国無償化または、市独自施策により無料）について通知します。	
施設利用開始		

希望の施設に入所できなかった場合
希望施設を変更し、再利用調整を希望する方はお手数ですが保育課までご連絡ください。
※ただし、再利用調整でも空きがなく、入所ができない場合もあります。
連絡がなかった方については、翌月（令和９年５月～令和10年３月）も同様の希望施設で利用調整にかけさせていただきます。

希望する認定区分によって入所までの流れ、提出書類が異なります。

～入所までの流れ～（令和９年５月から令和10年３月までの入所申込の場合）

書類配布 （令和９年度分） ５月以降～	令和８年10月20日	入所を希望する施設、保育課、各総合支所市民生活課及び各地区市民センターにて令和9年度分の申込み書類を配布します。 なお、令和8年度分の申込書は配布を継続しています。 施設ごとに特色ある保育・教育を行っており、保護者が負担する金額（保育料は市の基準で統一）も異なりますので、事前に入所を希望する施設の見学が必要です。 ※園見学については、直接園へお申し込みください。

↓

支給認定申請 入所申込	受付期間：令和９年３月２日～入所を希望する月の前月１日まで 受付場所：都城市役所保育課 ※各総合支所、各地区市民センターではリモート窓口にて受付いたします。 園でも書類の預かりを行います。 ※先着順（申請書提出順）ではありません。

↓

利用調整（選考）

↓

調整結果の通知	入所を希望する月の前月中旬頃に文書若しくは電話で通知します。 ※育休を取られている場合は職場への復帰が必要ですので、職場と復帰日の調整をお願いします。 例）5/１入所　5/16まで 5/16入所　6/1　まで　に復帰が必要 ※**保育課から職場に復帰日の確認の電話**を入れさせていただく場合もあります。

↓

施設への連絡	保護者の方から内定した施設に連絡していただき、入所に向けて準備を進めてください。

↓

通知書の発送	入所認定の期間や保育料（国無償化または、市独自施策により無料）について通知します。

↓

施設利用開始

★令和９年５月以降の入所を希望される場合は、利用を希望する月の前月1日までに申請してください。前月１日が土日祝日の場合は、次の開庁日が申込期限となります。

受付開始：令和９年３月２日～

★申込みの際の見学の有無について

見学は必須となります。

利用調整の際に**未見学の場合は、入園の内定ができないことがあります**のでご注意ください。
なお、申請の締切日までに見学が難しい場合は、園にご連絡いただき、見学の予定を立てた後、ご申請ください。

保育所等は園により、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。お子さまが毎日通う施設ですので、必ず事前に見学し、お子さまに合った保育施設を選択されてください（ここでいう“見学”とは、“外から見た”ことではなく、園の職員から直接説明を受けることを指します）。

また、施設によりアレルギー対応、宗教上の食物等の除去対応の可否などが異なります。
病気や障がい、発達面でのフォローなど身体面・精神面での保育上のサポートを希望される場合は、必ず見学時に相談をしてください。（サポートの体制を準備するための期間が必要です）

★令和８年12月以降の入所申込の申請期限

入所希望月		申請期限	備　　考
令和８年	12月	11/2(月)	・入所可能日は、毎月1日と16日です。 ・育休を取られている場合、1日入所は当月16日まで、16日入所は翌月1日までの復帰が必要です。 ・申請期限を過ぎると、当該希望月でのお申し込みはできません（申請期限厳守）
令和９年	1月	12/1(火)	
	2月	1/4(月)	
	3月	2/1(月)	

★令和９年5月以降の入所申込の申請期限

入所希望月		申請期限	備　　考
令和９年	5月	4/1(木)	・入所可能日は、毎月1日と16日です。 ・育休を取られている場合、1日入所は当月16日まで、16日入所は翌月1日までの復帰が必要です。 ・申請期限を過ぎると、当該希望月でのお申し込みはできません（申請期限厳守）
	6月	5/6(木)	
	7月	6/1(火)	
	8月	7/1(木)	
	9月	8/2(月)	
	10月	9/1(水)	
	11月	10/1(金)	
	12月	11/1(月)	
令和10年	1月	12/1(水)	
	2月	1/4(火)	
	3月	2/1(火)	



13 預かり保育(国の無償化対象等)について

☆預かり保育について

1号認定の教育標準時間を超える利用については、原則、預かり保育料が必要になります。
また、土曜日と長期休暇分(夏休み、冬休み)の利用についても預かり保育の利用料金が必要です。
利用料金は施設によって異なりますので、各施設に確認してください。
無償化の対象になるには、別途申請が必要です。(3歳児クラス以上は、新2号申請が必要)

＜認定こども園の例(2歳児クラスの満3歳児の場合)＞

教育標準時間を 10:00～14:00、保育短時間を 8:00～16:00 と定める施設に
8:00 から 16:00 まで預ける場合

・1 号認定の場合 ⇒ 預かり保育利用料金を支払います
・2号認定の場合 ⇒ 保育料無償

	8:00	10:00	14:00	16:00
1号認定	預かり保育料 有料	1号認定保育料(無償)	預かり保育料 有料	
2号認定	保育料(無償)			

預かり保育料が無償になる場合の要件等

■預かり保育料が無償の対象になるには、1号認定に加え、市から新2号認定(新3号認定)を受ける必要があります。

■預かり保育の場合の利用料の支払いは、保護者は預かり保育料を支払わず、施設が保護者に代わって申請を行い、市から給付を受ける法定代理受領を採用しています。
ただし、無償化上限額を越えて利用した場合、超過分については自己負担となります。

■預かり保育料は利用日数に応じて、1日あたり 490 円(3歳児から5歳児は月額 12,300 円)を上限に無償になります。
※満3歳児の場合は、月額上限 17,700 円までが無償になります。(非課税世帯のみ対象)

●預かり保育料が無償になる対象費用の計算方法

・利用日数に応じた額(利用日数×490円)と、預かり保育料を比較し、金額が低かった方の預かり保育料が無償となります。
・日額上限490円を超えた利用料については、月額上限内であっても、保護者負担になります。

(例) 1号認定＋新2号認定で20日間預かり保育を利用した場合

施設における預かり保育料が 1 日600円の場合
《保護者が園に支払う金額》
600 円×20日(利用日数)＝12,000 円･･･(A)
《無償化の日額上限490円 月額上限 12,300 円》
490 円×20 日(利用日数)＝9,800 円･･･(B)
《無償化の対象となる金額》
(A)と(B)を比較し、金額の低い方⇒ (B)の 9,800 円



14　認可外保育施設等、一時預かり事業、病児病後児保育、ファミリー・サポートセンターについて

認可保育施設以外にも様々な子育て支援サービスがあります。ご自分のライフスタイルにあったサービスをご利用ください。（各種サービスについては、20 ページ以降をご覧ください。）

また、保育の要件がある場合には一定金額まで無料となります。

→3歳児クラスから 5 歳児クラスまでの児童は月額 40,300 円までの利用料が無償、
0歳児クラスから 2 歳児クラスまでの児童は月額 45,700 円までの利用料が無料となります。

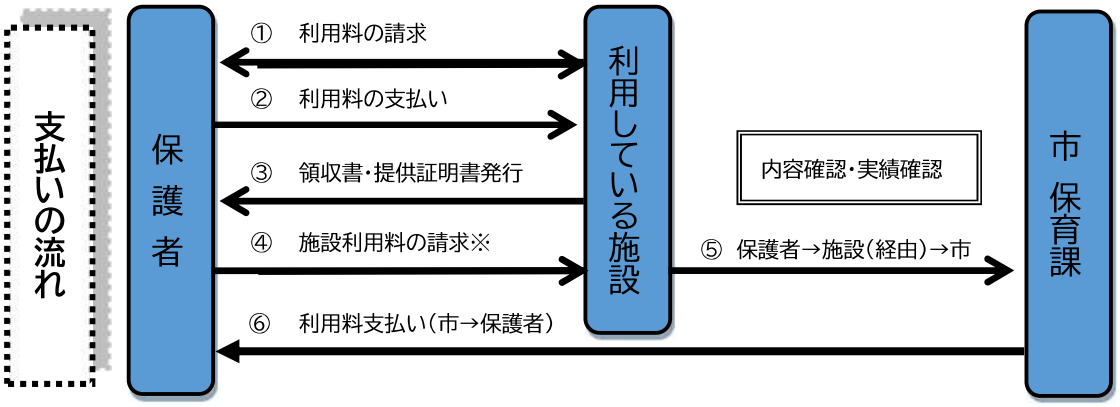
※ただし、無償化対象となるには、園から利用許可を得た後、市役所に事前申請が必要です。
利用後に申請された場合は、無償（無料）となりませんので、ご注意ください！！

★認可外保育施設等、一時預かり事業の無償化に係る申請の流れ

■認可外保育施設等を利用する児童の月額の利用料
■認可保育施設における一般型一時預かりを利用する児童の利用料
　　償還払い★

★償還払いとは、保護者が施設に利用料を毎月支払った後に、4半期毎に保護者が市に請求書および償還払い用の領収書等を提出してから、保護者に支払いする方法です。
ただし、無償化上限額を越えて利用した場合、超過分については自己負担となります。
請求方法等の詳細は別途、施設を通じてお知らせします。

●償還払い方式のフロー図



※請求時期の目安

4～6 月分の利用料	➡	7 月請求
7～9 月分の利用料	➡	10 月請求
10～12 月分の利用料	➡	1 月請求
1～3 月分の利用料	➡	4 月請求



① 認可外保育施設等

認可外保育施設、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、ベビーシッターを利用する児童も、保育の要件を満たし、市の認定を受けると利用料が無償化の対象になります。

・3歳児クラス（4月1日時点で満3歳）から5歳児クラスの児童➡国の無償化
・0歳から2歳児クラス（4月1日時点で満2歳）までの児童（非課税世帯）➡国の無償化
・0歳から2歳児クラス（4月1日時点で満2歳）までの児童（課税世帯）➡市独自の無料化

認可外保育施設等一覧

入所に関するお問い合わせは、各施設等へ直接連絡をしてください。
無償化を受ける場合は、利用前に保育課へ申請が必要になります。

施 設 名	所 在 地	電話番号	備考
ラビキッズワールド イオンモール都城駅前 保育園	栄町4672－5 店内１階	080-4836-4330	保育時間 8:00～19:00
Child Care Niconico	上町5－7 河野ビル２階	080-6449-4595	保育時間 18:00～3:00（平日） 18:00～4:00（週末）
子育て応援あそび隊	山之口町花木2020－3 南横市町 5790-1	090-8838-7207	中園愛樹
		080-6408-7910	ピーススマイル
蕨野 佳奈	一万城町 34-2-3	070-8547-1051	
ベビーシッターゆうみ	上長飯町91号4番地	080-9102-7142	

企業主導型保育施設一覧

企業主導型保育施設とは、企業で働く従業員に、働き方に応じた保育サービスを提供する施設です。
国が定める設置基準を満たしていて、施設によっては、従業員枠以外に地域枠による利用も可能です。
従業員枠で利用する場合は、市から認定を受ける必要はありませんが、地域枠で利用する場合は、市から保育の認定を受ける必要があります。
入所に関するお問い合わせは、各施設へ直接連絡をしてください。

施 設 名	所 在 地	電話番号	備考
よつば保育園	若葉町61－8－3	0986-24-3563	保育時間 7:00～20:00 ・一時預かり有
きりしまたけのここども園	志比田町5653番地	0986-36-6310	保育時間 7:00～18:00 ・病後児保育 ・一時預かり
ひだまりこども園	金田町973番地	0986-51-8171	保育時間 7:00～18:00

★無償化に伴う利用料の請求方法等は、18 ページをご覧ください。
★認定及び支払い等に関するお問い合わせについては、各施設または保育課にご連絡をお願いします。

事業所内保育施設一覧

施　設　名	所　在　地	電話番号	備考
国立病院機構都城医療センター のぞみ保育園	祝吉町5033番地1	0986-46-2705	保育時間 7:30～18:30 （センター勤務の人優先） ・一時預かり （センター勤務の人優先）
都城市郡医師会 むーじーず	太郎坊町1364－1	0986-36-8088	保育時間 7:30～19:00 （最大延長 21:30） （医師会勤務の人のみ） ・一時預かり （医師会勤務の人のみ）
社会福祉法人豊の里	下長飯町1640番地	0986-39-3993	一時預かり （法人に勤務する職員）

②　一時預かり事業について

一時預かり事業とは、就学前の児童を、平日一時的に家庭で保育することが困難な場合利用できる制度です。月に「14日以内」を限度として預かります。

（令和８年10月1日現在）

下記のQRコードを読み取ることで、「cohana」を利用することができますので、そちらから予約をしてください。

cohana

一時預かり事業を自主で行っている施設もあります。下記一覧以外で利用したい施設がある場合は、直接施設へお問い合わせください。また、利用料は施設が設定しており、年齢、利用時間、給食の有無等で異なりますので、詳しくは利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

施設名	地区	住所	予約可能時間	受入可能年齢	電話番号
エンゼル IT 保育園	姫城地区	中町	月～金 8:30～16:00	2 か月 ～ 3 歳	77-7980
さくら幼稚園		姫城町	月～金 8:30～14:30	2 歳 ～ 6 歳	22-1552
天竜保育園		早鈴町	月～土 7:00～18:00	3 か月 ～ 5 歳	23-1301
天竜幼稚園		牟田町	月～金 8:30～17:00	1 歳 ～ 5 歳	22-0502
ふたば幼稚園		松元町	月～金 9:00～17:00	1 歳 ～ 5 歳	23-2469
志比田こども園	小松原地区	志比田町	月～金 9:00～16:00	6 か月 ～ 5 歳	23-2803
認定こども園ひばり保育園		大王町	月～土 7:30～18:00	2 か月 ～ 6 歳	23-0038
都城市子育て世代活動 支援センター　ぷれぴか		中町	月～水，金～日 9:00～20:00	3 か月 ～ 6 歳	36-5858
上長飯認定こども園	妻ケ丘地区	上長飯町	月～金 9:00～17:00	11 か月 ～ 5 歳	22-4843
たんぽぽ保育園		一万城町	月～金 8:30～16:30	3 か月 ～ 5 歳	23-3313
たんぽぽキッズ保育園		一万城町	月～土 8:30～16:30	3 か月 ～ 2 歳	36-6330
妻ヶ丘幼稚園		中原町	月～土 8:00～18:30	9 か月 ～ 6 歳	22-2757

施設名	地区	住所	予約可能時間	受入可能年齢	電話番号
いなり認定こども園	祝吉地区	郡元	月～金 9:00～16:00	1歳 ～ 5歳	22-5974
天竜祝吉幼稚園		千町	月～金 8:30～17:00	1歳 ～ 5歳	22-1012
川東さくらんぼこども園		下川東	月～金 9:00～17:00	6か月 ～ 6歳	22-2210
認定こども園こおりもと保育園		郡元町	月～金 8:30～17:30	3か月 ～ 6歳	22-1578
五十市認定こども園	五十市地区	久保原町	月～金 9:30～16:30	1歳 ～ 3歳	22-2110
今町保育園		今町	月～土 7:30～18:30	3か月 ～ 5歳	39-2102
たかお保育所		南鷹尾町	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	22-0394
天竜第三幼稚園		鷹尾	月～金 8:30～17:00	1歳 ～ 5歳	23-7504
天竜第二幼稚園		南鷹尾町	月～金 8:30～17:00	1歳 ～ 5歳	23-7503
にし幼稚園	横市地区	南横市町	月～金 9:00～15:00	4か月 ～ 6歳	25-3344
みやこばるこども縁		都原町	月～金 9:00～17:00	6か月 ～ 5歳	22-4323
かなだ認定こども園	沖水地区	金田町	月～金 9:00～17:00	3か月 ～ 6歳	77-9585
高木保育園		高木町	月～土 7:30～18:30	3か月 ～ 5歳	38-1310
とほく認定こども園		都北町	月～金 9:00～16:00	7か月 ～ 5歳	38-1877
こばとキンダーガーテン	志和池地区	丸谷町	月～土 9:00～17:00	2か月 ～ 5歳	36-1091
ししのこ幼稚園		上水流町	月～金 9:00～17:00	6か月 ～ 6歳	36-0646
志和池さくらんぼこども園		下水流町	月～土 9:00～17:00	3か月 ～ 5歳	36-0535
まるのキンダーガーテン		野々美谷町	月～土 9:00～17:00	2か月 ～ 6歳	36-0891
乙房こども園	庄内・西岳地区	乙房町	月～金 8:30～17:30	1歳 ～ 5歳	37-1212
清涼幼稚園		庄内町	月～土 8:00～17:00	11か月 ～ 6歳	37-0568
わかば森のこども園		高野町	月～金 8:00～17:30	5か月 ～ 5歳	33-1810
梅北保育園	中郷地区	梅北町	月～金 7:30～18:30	3 か月 ～ 5 歳	39-2869
中郷保育所		安久町	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	39-0529
やまのくち保育所	山之口地区	山之口町花木	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	29-1050
有水こども園	高城地区	高城町有水	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	59-9324
さかえこども園		高城町穂満坊	月～金 9:00～17:00	6か月 ～ 5歳	58-2600
高城保育所		高城町高城	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	58-2314
認定こどもの家つみき保育園		高城町桜木	月～土 8:00～17:00 月～土 8:30～17:30	3か月 ～ 5歳	58-4585
谷頭こども園	山田地区	山田町中霧島	月～土 8:30～17:00	5か月 ～ 5歳	64-1051
まんがつか認定こども園		山田町山田	月～金 9:00～17:00	3か月 ～ 6歳	64-1123
山田中央保育所		山田町山田	月～金 9:00～17:00	1歳 ～ 6歳	64-3021
おおむたこども園	高崎地区	高崎町大牟田	月～土 8:30～17:00	3か月 ～ 5歳	62-1989
善長寺保育園		高崎町江平	月～金 9:00～16:30	3か月 ～ 6歳	62-2125
縄瀬保育園		高崎町縄瀬	月～土 8:30～17:00	1歳 ～ 5歳	62-3772
めいほうこども園		高崎町大牟田	月～金 8:30～17:00	3か月 ～ 6歳	62-2127

③ 病児・病後児保育事業

保育所などに通う幼児や小学生が、体調不良などで集団保育等ができず、保護者も就労等により家庭で保育が行えない場合に、子どもを一時的に保育する事業です。病気中であっても、当面の症状の急変が認められず、医師が利用可能と判断した場合は預けることができる「病児・病後児保育」と、病気やけがの回復期にある児童を一時的に保育する「病後児保育」があります。利用方法については、こども政策課(23-2684)にお問い合わせください。

施設名の横に「★」がついている施設は、予約システム「cohana」を導入しています。

(令和８年10月１日現在)

下記のQRコードを読み取ることで、「cohana」を利用することができます。

cohana

実施園 申込先	**シックキッズケアまるの★** (まるのキンダーガーテン内) ☎36-0891	**さつき病後児保育室★** (さつき保育園内) ☎23-5250	**病児保育室ぶどうのみ** (相愛保育園近く) ☎36-7355	**森のほけんしつ★** (にし幼稚園近く) ☎58-7587
類型	病児・病後児保育	病後児保育	病児・病後児保育	病児・病後児保育
利用について	① 前日または当日に必ず電話予約してください。予約制のため、申込みしても利用できない場合があります。(申込順) ② 利用申込書にはかかりつけ医の確認印が必要です。 ※申込書は実施園、市内の内科・小児科・耳鼻科の医院、市役所 こども政策課にありますので、必ず前日または当日にかかりつけ医を受診し申込書に確認印をもらってください。			
保育時間	月～土 8:00～18:00	月～金 8:30～17:30	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30	月～金 8:30～17:30 土 9:00～12:00
利用料金	1人あたり1日 1,700円 5時間未満 1,000円	1人あたり1日 500円 5時間未満 300円	1人あたり1日 1,500円 5時間未満 750円	1人あたり1日 1,700円 5時間未満 1,000円
対象児童	0歳(3ヶ月)～小学６年生	0歳(6ヶ月)～小学６年生	0歳(3ヶ月)～小学６年生	0歳(6ヶ月)～小学６年生
定員	１日６人まで	１日３人まで	１日5人まで(最大8人まで)	１日1人まで
用意するもの	薬(※必ずかかりつけ病院の処方薬と薬剤情報提供書を持参してください)・健康保険証・母子手帳・印かん・着替え・おむつ・お弁当(ミルク・離乳食)・汚れ物を入れるビニール袋、日頃使っているもの(哺乳瓶・ミルク・おもちゃなど) ※持ち物にはすべて記名してください。			
備考	① 病後児保育では、インフルエンザ・みずぼうそう・はしか・おたふくかぜ等の強い感染症の場合はお預かりできません。 ② 急な症状の変化によっては、お迎えをお願いする場合があります。 ③ 保育所園等に通園している場合は、普段の様子の確認のために連絡帳を持参いただけると助かります。			

※三股町の３施設でも病児保育事業を実施しております。

- **畠中こども病児院【病児】** ☎52-6000(畠中小児科医院)
- **とっこのもり【病児】** ☎090-3324-8430(稗田保育園)
- **ソダツバ保健室【病後児】** ☎090-8176-4527(ひかりの森こども園)

※下記の認可外施設でも病児・病後児保育を実施しております。

- **よつば保育園【病後児】** (若葉町)☎24-3563
- **きりしまたけのここども園【病後児】** (志比田町)☎36-6310
- **三股いろは保育園【病児・病後児保育】** (三股町樺山)☎77-1467

④ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

保護者の急用や病気で困った時、保育施設等への送迎等に対応するため、
「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が会員登録し、相互に助け合う事業です。
会員の条件や利用料等については、直接センターにお問い合わせください。

都城市ファミリー・サポート・センター　℡26-3810
開設時間　9:00～17:00(月～金※祝日除く)





15　その他子育て支援事業について

延長保育事業

2・3号認定で保育必要時間を超えて保育が必要な場合に利用できる制度です。
時間・料金等については、入所を希望する各施設にお問い合わせください。

休日保育事業

現在園に通っている就学前の児童を、日曜・祝祭日等に家庭で保育することが両親ともに困難な場合のみ利用できる制度です。休日保育を利用した場合、代わりに現在通っている園を平日にお休みすることが必要です。
ただし、対象児童の要件や人数の制限がありますので、利用を希望する園に事前に予約が必要です。

実　施　園	TEL	保育時間	対象年齢
天竜保育園(早鈴町)	23-1301	8:30～17:15	0～5歳児
ピュア・ハートナーサリースクール　早鈴若葉(早鈴町)	36-5737	8:30～17:15	0～2歳児
ピュア・ハートナーサリースクール　金田(金田町)	36-5588	8:30～17:15	0～2歳児
まるのキンダーガーテン(野々美谷町)	36-0891	8:30～17:15	0～5歳児
こばとキンダーガーテン(丸谷町)	36-1091	8:30～17:15	0～5歳児
スマイリング・レイク・キッズガーデン(一万城町)	36-0891	8:30～17:15	0～5歳児

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

保護者が疾病などにより家庭において児童の養育が一時的に困った場合等に、一時的に養育する制度で、宿泊を伴うショートステイ、夕方から午後9時までの預かりを行うトワイライトステイを実施しています。
時間・料金等については、こども政策課(23-2684)にお問い合わせください。

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

子育て支援センターは、親子の交流や子育てに関する相談、様々な催し、行事を通して子育てを支援する施設です。下記の子育て支援センターは、無料で利用できます。(一部の教室で実費負担あり)

子育て支援センター	TEL	開 所 時 間
都城市子育て世代活動支援センター ぷれぴか(中町 17-19)	36-5858	地域子育て支援拠点事業　9:00～17:00 遊び場　9:00～18:00 一時預かり　9:00～20:00 ※有料、要予約 休毎週木・毎月第3金・年末年始
都城市東部地域子育て支援センター エンゼル(上長飯町 81-11-1)	26-9587	月～土(9:00～14:30)
都城市山之口地域子育て支援センター (山之口町花木 2630-3)	57-3298	月～金(9:30～12:00、13:00～16:00) 一時預かり※有料　月～金　9:30～16:00
都城市山田地域子育て支援センター (山田町山田 4297-1)	64-3171	月～金(9:30～16:00)
都城市高崎地域子育て支援センター たんぽぽ(高崎町大牟田 1249-21)	62-0027	火・水・金(10:00～15:00)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労要件等を問わず、生後 6 か月から満 3 歳未満の児童を月 10 時間まで、保育所や幼稚園等に預けることができる制度です。

【利用対象者】

・0 歳 6 か月から 3 歳未満 ※3歳の誕生日の前々日まで

・都城市在住のこども

・認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育事業、保育所、幼稚園に通っていないこと

・都城市独自の無償化制度を利用していないこと

【利用可能時間】

こども一人あたり 1 か月 10 時間まで(1 回 1 時間以上とし、1 時間以上は 30 分単位での利用可能)

【利用料】

1 時間あたり 300 円

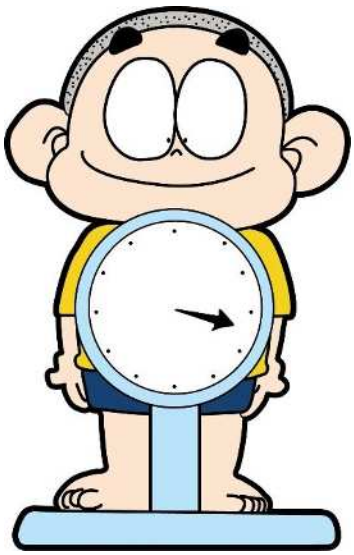
※別途おやつ代など実費がかかる場合があります

※減免対象となる場合もあります

申請方法及び事業を行う施設などこども誰でも通園制度の詳しい情報については、右の **QR コード**【こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)についてお知らせします(都城市 HP)】からご確認ください。

【保育課 HP】

【 メ モ 】



教育・保育施設一覧

地図はこちらです。

地区	区分	施設名	定員	年齢	所在地	電話番号
姫城 P28〜P29	法人保育園	あゆみ保育園	50	0〜5	甲斐元町3382-1	23-5246
	小規模保育所	エンゼルIT保育園	19	0〜2	中町1-7 IT産業ビル2階	77-7980
	認定こども園	さくら幼稚園	95	満1〜5	姫城町8-30	22-1552
	法人保育園	下長飯保育園	90	0〜5	下長飯町5494-1	39-1040
	法人保育園	相愛保育園	80	0〜5	早鈴町1583-3	25-1879
	法人保育園	相愛ひめぎ保育園	60	0〜5	姫城町2856-1	22-2295
	認定こども園	天竜保育園	130	0〜5	早鈴町6-11	23-1301
	認定こども園	天竜幼稚園	150	満1〜5	牟田町2-14	36-5456
	法人保育園	早鈴保育園	60	0〜5	早鈴町1864-2	24-3699
	小規模保育所	ピュア・ハートナーサリースクール早鈴若葉	19	0〜2	早鈴町1866-40	36-5737
	認定こども園	ふたば幼稚園	105	0〜5	松元町１８街区１号	23-2469
	法人保育園	星空の都ポピー保育園	90	0〜5	早鈴町1550-1	25-9478
	認定こども園	都城聖ドミニコ学園幼稚園	60	1〜5	下長飯町881	39-5771
小松原 P30	認定こども園	アソカ保育園	45	0〜5	小松原町4-10	24-0450
	認定こども園	イングリッシュ幼児園	75	2〜5	宮丸町3038	26-1874
	認定こども園	かたひら認定こども園	75	0〜5	志比田町7182-1	24-7745
	認定こども園	志比田こども園	125	0〜5	志比田町5779-2	23-2803
	認定こども園	ひばり保育園	85	0〜5	大王町25-17	23-0038
	法人保育園	ぽっぽ保育所	50	0〜5	前田町8-20	24-7887
	認定こども園	宮丸認定こども園	75	0〜5	宮丸町2856-1	27-1541
	小規模保育所	みやこのじょう児童学園 ひまわり	18	0〜2	大王町14-2	23-9335
妻ケ丘 P31	認定こども園	あやめ原こども園	75	0〜5	菖蒲原町27-1-2	22-2372
	法人保育園	一万城保育園	60	6ヶ月〜5	一万城町71-4	23-2802
	認定こども園	一万城幼稚園	95	0〜5	一万城町112-3	22-5739
	認定こども園	上長飯認定こども園	135	0〜5	上長飯町81-4	22-4843
	認定こども園	きずな幼保園	45	0〜5	妻ケ丘町3-12	25-7200
	認定こども園	たんぽぽ保育園	115	0〜5	一万城町12-2	23-3313
	小規模保育所	たんぽぽキッズ保育園	19	0〜2	一万城町13-7-1	36-6330
	認定こども園	妻ケ丘幼稚園	85	1〜5	中原町23-14	22-2757
	認定こども園	スマイリング・レイク・キッズガーデン	95	0〜5	一万城町53号2番	36-0891
祝吉 P32	認定こども園	アソカ幼稚園	175	6か月〜5	年見町23-4	23-7505
	認定こども園	いなり認定こども園	115	0〜5	郡元四丁目23-18	22-5974
	認定こども園	川東さくらんぼこども園	95	0〜5	下川東二丁目3351	22-2210
	認定こども園	こおりもと保育園	75	0〜5	郡元町4620	22-1578
	認定こども園	天竜祝吉幼稚園	105	満1〜5	上川東一丁目29-4	22-1012
	法人保育園	並木保育園	70	0〜5	上川東四丁目5753-3	24-1580
	認定こども園	早水保育園	92	0〜5	早水町1-7-5	24-1826
	認定こども園	みやこのじょう児童学園	180	0〜5	祝吉2-7-4	26-7414
五十市 P33〜P34	認定こども園	五十市認定こども園	95	0〜5	久保原町29-4	22-2110
	認定こども園	五十市認定こども園分園	30	0〜2	久保原町28番地１５	57-7110
	認定こども園	平塚認定こども園	45	0〜3	平塚町３１１４番地6	51-6592
	認定こども園	今町保育園	65	0〜5	今町8917-1	39-2102
	法人保育園	さつき保育園	60	0〜5	都島町1171	23-5250
	認定こども園	花笑みすずらんこども園	65	0〜5	南鷹尾町28-6	24-3596
	公立保育所	たかお保育所	60	0〜5	南鷹尾町27-22	22-0394
	認定こども園	天竜第二幼稚園	95	満1〜5	南鷹尾町16-15	23-7503
	認定こども園	天竜第三幼稚園	95	満1〜5	鷹尾四丁目18-11	23-7504
	小規模保育所	ひよこ園	19	0〜2	南鷹尾町18街区3の1号	36-4730
	法人保育園	都島保育園	100	0〜5	鷹尾一丁目7-9	23-5622

R8年10月1日時点

地区	区分	施設名	定員	年齢	所在地	電話番号
横市 P34	小規模保育所	こどもの森	18	0～1	南横市町3992-1	25-3344
	認定こども園	にし幼稚園	300	0～5	南横市町4003-2	25-3344
	認定こども園	みやこばるこども縁	115	産休明～5	都原町11-5	22-4323
	法人保育園	ルンビニもちお保育園	100	0～5	南横市町8312	22-5421
沖水 P35	認定こども園	かなだ認定こども園	75	0～5	金田町2801番地	77-9585
	法人保育園	山野原保育園	90	0～5	太郎坊町3149-1	38-3700
	認定こども園	高木保育園	80	0～5	高木町4825	38-1310
	認定こども園	とほく認定こども園	215	0～5	都北町1013	38-1877
	認定こども園	とほく認定こども園 分園	29	0～2	都北町1006-1	51-6650
	小規模保育所	ピュア・ハートナーサリースクール金田	19	0～2	金田町2097番地	36-5588
	法人保育園	吉尾保育園	60	0～5	吉尾町721-2	38-3027
志和池 P36	認定こども園	こばとキンダーガーテン	70	0～5	丸谷町2695-6	36-1091
	認定こども園	まるのキンダーガーテン	125	0～5	野々美谷町2947-7	36-0891
	認定こども園	ししのこ幼稚園	125	0～5	上水流町1758	36-0646
	小規模保育所	ししのこ幼稚園附属小規模保育園	19	0～1	上水流町1764番1	36-0646
	認定こども園	志和池さくらんぼこども園	65	0～5	下水流町2964-3	36-0535
中郷 P36	認定こども園	梅北保育園	45	0～5	梅北町4699-1	39-2869
	公立保育所	中郷保育所	40	8ヶ月～5	安久町6890	39-0529
	認定こども園	やすひさ幼児園	65	0～5	安久町1674-1	39-0218
庄内・西岳 P37	認定こども園	乙房こども園	95	育休明～5	乙房町323	37-1212
	認定こども園	認定こども園 かしの	90	0～5	菓子野町10212	37-1766
	認定こども園	清涼幼稚園	180	1～5	庄内町12396	37-0568
	法人保育園	ルンビニ保育園	60	0～5	庄内町12468	37-0569
	認定こども園	わかば森のこども園	35	0～5	高野町3090-2	33-1810
山之口 P37	認定こども園	安楽地保育園	85	6カ月～5	山之口町富吉3495-1	57-2123
	公立保育所	やまのくち保育所	70	0～5	山之口町花木2760-1	29-1050
高城 P38	公立認定こども園	有水こども園	40	0～5	有水3344-1	59-9324
	認定こども園	認定こどもの家 石山保育園	55	0～5	高城町石山3759-1	58-8229
	認定こども園	さかえこども園	105	0～5	高城町穂満坊2553-51	58-2600
	公立保育所	高城保育所	60	0～5	高城町穂満坊18	58-2314
	認定こども園	認定こどもの家 つみき保育園	55	0～5	高城町桜木854-1	58-4585
	公立幼稚園	高城幼稚園	50	5	高城町穂満坊16	58-2351
山田 P39	認定こども園	谷頭こども園	95	0～5	山田町中霧島3283-3	64-1051
	認定こども園	まんがつか認定こども園	55	0～5	山田町山田9728-40	64-1123
	公立保育所	山田中央保育所	60	0～5	山田町山田4297-1	64-3021
高崎 P39	法人保育園	旭保育園	30	0～5	高崎町大牟田1891-13	62-4106
	認定こども園	おおむたこども園	75	0～5	高崎町大牟田2093-25	62-1989
	法人保育園	善長寺保育園	30	0～5	高崎町江平1531-2	62-2125
	法人保育園	縄瀬保育園	30	0～5	高崎町縄瀬1408	62-3772
	認定こども園	めいほうこども園	75	0～5	高崎町大牟田1151-3	62-2127

姫城地区

あゆみ保育園
甲斐元町3382-1
連絡先　23-5246
種別　法人保育園　定員　50名
年齢　0～5歳児　地区名　姫城地区
一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00

エンゼルＩＴ保育園
中町１-７　IT産業ビル２階
連絡先　77-7980
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～2歳児　地区名　姫城地区
延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	8:30 ～ 16:30

さくら幼稚園
姫城町８-30
連絡先　22-1552
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　満１～５歳児　地区名　姫城地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

下長飯保育園
下長飯町5494-1
連絡先　39-1040
種別　法人保育園　定員　90名
年齢　0～5歳児　地区名　姫城地区

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00

相愛保育園
早鈴町1583-3
連絡先　25-1879
種別　法人保育園　定員　80名
年齢　0～5歳児　地区名　姫城地区

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00

相愛ひめぎ保育園
姫城町2856-1
連絡先　22-2295
種別　法人保育園　定員　60名
年齢　0～5歳児　地区名　姫城地区

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00

天竜保育園
早鈴町6-11
連絡先　23-1301
種別　認定こども園　定員　130名
年齢　0～5歳児
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 15:15

天竜幼稚園
牟田町2-14
連絡先　36-5456
種別　認定こども園　定員　150名
年齢　育休明け）～　地区名　姫城地区
幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

早鈴保育園
早鈴町1864-2
連絡先　24-3699
種別　法人保育園　定員　60名
年齢　0～5歳児　地区名　姫城地区
延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00

ピュア・ハートナーサリースクール早鈴若葉
早鈴町1866-40
連絡先　36-5737
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～2歳児　地区名　姫城地区
延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	9:00 ～ 17:00

姫城地区

ふたば幼稚園
松元町１８街区１号
連絡先　23-2469
種別　認定こども園　定員　105名
年齢　0～５歳児　地区名　姫城地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:30 ～ 14:30

星空の都ポピー保育園
早鈴町1550-1
連絡先　25-9478
種別　法人保育園　定員　90名
年齢　0～５歳児　地区名　姫城地区
延長保育

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00

都城聖ドミニコ学園幼稚園
下長飯町881
連絡先　39-5771
種別　認定こども園　定員　60名
年齢　１～５歳児　地区名　姫城地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 14:30



小松原地区

アソカ保育園
小松原町4-10
連絡先　24-0450
種別　認定こども園　定員　45名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

イングリッシュ幼児園
宮丸町3038
連絡先　26-1874
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　2～5歳児　地区名　小松原地区
幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 15:30

かたひら認定こども園
志比田町7182-1
連絡先　24-7745
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00
1号	教育時間	8:00 ～ 14:00

志比田こども園
志比田町5779-2
連絡先　23-2803
種別　認定こども園　定員　125名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

ひばり保育園
大王町25-17
連絡先　23-0038
種別　認定こども園　定員　85名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	7:30 ～ 14:30

ぽっぽ保育所
前田町8-20
連絡先　24-7887
種別　法人保育園　定員　50名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

宮丸認定こども園
宮丸町2856-1
連絡先　27-1541
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～5歳児　地区名　小松原地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 14:00

みやこのじょう児童学園　ひまわり
大王町14-2
連絡先　23-9335
種別　小規模保育所　定員　18名
年齢　0～2歳児　地区名　小松原地区
延長保育

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30



妻ケ丘地区

あやめ原こども園
菖蒲原町27-1-2
連絡先　22-2372
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

一万城保育園
一万城町71-4
連絡先　23-2802
種別　法人保育園　定員　60名
年齢　6ヶ月（応相談）～５歳児
延長保育

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	8:30 ～ 16:30

一万城幼稚園
一万城町112-3
連絡先　22-5739
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 14:30

上長飯認定こども園
上長飯町81-4
連絡先　22-4843
種別　認定こども園　定員　135名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

きずな幼保園
妻ケ丘町3-12
連絡先　25-7200
種別　認定こども園　定員　45名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

たんぽぽ保育園
一万城町12-2
連絡先　23-3313
種別　認定こども園　定員　115名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

たんぽぽキッズ保育園
一万城町13-７-１
連絡先　36-6330
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～２歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

妻ケ丘幼稚園
中原町23-14
連絡先　22-2757
種別　認定こども園　定員　85名
年齢　1～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:00 ～ 16:00
1号	教育時間	9:00 ～ 14:00

スマイリング・レイク・キッズガーデン
一万城町53号2番
連絡先　36-0891
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　0～５歳児　地区名　妻ケ丘地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:30 ～ 14:30



祝吉地区

アソカ幼稚園
年見町23-4
連絡先　23-7505
種別　認定こども園　定員　175名
年齢　6か月～５歳児　地区名　祝吉地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 13:00

いなり認定こども園
郡元四丁目23-18
連絡先　22-5974
種別　認定こども園　定員　115名
年齢　０～５歳児　地区名　祝吉地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:30 ～ 14:30

川東さくらんぼこども園
下川東二丁目3351
連絡先　22-2210
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　０～５歳児　地区名　祝吉地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:45

こおりもと保育園
郡元町4620
連絡先　22-1578
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　０～５歳児　地区名　祝吉地区
幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

天竜祝吉幼稚園
上川東一丁目29-4
連絡先　22-1012
種別　認定こども園　定員　105名
年齢　満1（育休明け）～５歳児
幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

並木保育園
上川東四丁目5753-3
連絡先　24-1580
種別　法人保育園　定員　70名
年齢　０～５歳児　地区名　祝吉地区

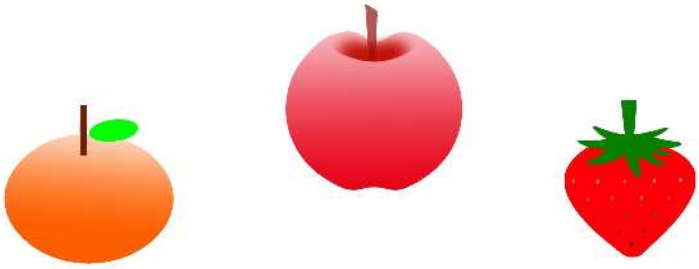
2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30

早水保育園
早水町1-7-5
連絡先　24-1826
種別　認定こども園　定員　92名
年齢　０～５歳児　地区名　祝吉地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 13:00

みやこのじょう児童学園
祝吉2-7-4
連絡先　26-7414
種別　認定こども園　定員　180名
年齢　0～５歳児　地区名　祝吉地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:20 ～ 18:20
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30



五十市地区

五十市認定こども園

久保原町29-4

連絡先　22-2110

種別　認定こども園　定員　95名

年齢　満１～５歳児　地区名　五十市地区

幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 14:00

五十市認定こども園分園

久保原町28番地１５

連絡先　57-7110

種別　認定こども園　定員　30名

年齢　0～２歳児　地区名　五十市地区

延長保育

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

平塚認定こども園

平塚町３１１４番地6

連絡先　51-6592

種別　認定こども園　定員　45名

年齢　０～４歳児　地区名　五十市地区

延長保育

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 14:00

今町保育園

今町8917-１

連絡先　39-2102

種別　認定こども園　定員　65名

年齢　０～５歳児　地区名　五十市地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 15:15

さつき保育園

都島町1171

連絡先　23-5250

種別　法人保育園　定員　60名

年齢　０～５歳児　地区名　五十市地区

延長保育

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30

花笑みすずらんこども園

南鷹尾町28-6

連絡先　24-3596

種別　認定こども園　定員　65名

年齢　０～５歳児　地区名　五十市地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

天竜第二幼稚園

南鷹尾町16-15

連絡先　23-7503

種別　認定こども園　定員　95名

年齢　満1（育休明け）～５歳児

幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

天竜第三幼稚園

鷹尾四丁目18-11

連絡先　23-7504

種別　認定こども園　定員　95名

年齢　満1（育休明け）～５歳児

幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

五十市地区

都島保育園
鷹尾一丁目7-9
連絡先　23-5622
種別　法人保育園　定員　100名
年齢　0～5歳児　地区名　五十市地区
延長保育

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00

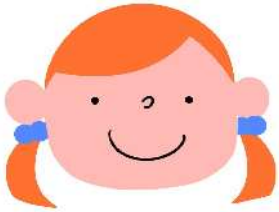
ひよこ園
南鷹尾町18街区3の1号
連絡先　36-4730
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～2歳児

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00

たかお保育所
南鷹尾町27-22
連絡先　22-0394
種別　公立保育所　定員　60名
年齢　0～5歳児　地区名　五十市地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30





横市地区

にし幼稚園
南横市町4003-2
連絡先　25-3344
種別　認定こども園　定員　300名
年齢　0～5歳児　地区名　横市地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00
1号	教育時間	9:00 ～ 14:30

こどもの森
南横市町3992-1
連絡先　25-3344
種別　小規模保育所　定員　18名
年齢　0～1歳児　地区名　横市地区

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00

ルンビニもちお保育園
南横市町8312
連絡先　22-5421
種別　法人保育園　定員　100名
年齢　0～5歳児　地区名　横市地区
延長保育　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

みやこばるこども縁
都原町11-5
連絡先　22-4323
種別　認定こども園　定員　115名
年齢　産休明け～5歳児
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 14:30

沖水地区

かなだ認定こども園
金田町2801番地
連絡先　77-9585
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～5歳児　地区名　沖水地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

高木保育園
高木町4825
連絡先　38-1310
種別　認定こども園　定員　80名
年齢　0～5歳児　地区名　沖水地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 15:15

とほく認定こども園
都北町1013
連絡先　38-1877
種別　認定こども園　定員　215名
年齢　0～5歳児　地区名　沖水地区

幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

ピュア・ハートナーサリースクール金田
金田町2097番地
連絡先　36-5588
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～2歳児　地区名　沖水地区

延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	9:00 ～ 17:00

山野原保育園
太郎坊町3149-1
連絡先　38-3700
種別　法人保育園　定員　90名
年齢　0～5歳児　地区名　沖水地区

延長保育　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

とほく認定こども園　分園
都北町1006-1
連絡先　51-6650
種別　認定こども園　定員　29名
年齢　0～2歳児　地区名　沖水地区

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00

吉尾保育園
吉尾町721-2
連絡先　38-3027
種別　法人保育園　定員　60名
年齢　0～5歳児　地区名　沖水地区

延長保育

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30



志和池地区

こばとキンダーガーテン
丸谷町2695-6
連絡先　36-1091
種別　認定こども園　定員　70名
年齢　0～5歳児　地区名　志和池地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:30 ～ 14:30

まるのキンダーガーテン
野々美谷町2947-7
連絡先　36-0891
種別　認定こども園　定員　125名
年齢　0～5歳児　地区名　志和池地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:30 ～ 14:30

ししのこ幼稚園
上水流町1758
連絡先　36-0646
種別　認定こども園　定員　125名
年齢　0～5歳児　地区名　志和池地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00
1号	教育時間	10:00 ～ 14:00

ししのこ幼稚園附属小規模保育園
上水流町1764番1
連絡先　36-0646
種別　小規模保育所　定員　19名
年齢　0～1歳児　地区名　志和池地区

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:00 ～ 16:00

志和池さくらんぼこども園
下水流町2964-3
連絡先　36-0535
種別　認定こども園　定員　65名
年齢　0～5歳児　地区名　志和池地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

梅北保育園
梅北町4699-1
連絡先　39-2869
種別　認定こども園　定員　45名
年齢　0～5歳児　地区名　中郷地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:00 ～ 15:15

中郷地区

中郷保育所
安久町6890
連絡先　39-0529
種別　公立保育所　定員　40名
年齢　8ヶ月～5歳児

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

やすひさ幼児園
安久町1674-1
連絡先　39-0218
種別　認定こども園　定員　65名
年齢　0～5歳児　地区名　中郷地区

延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

庄内・西岳地区

乙房こども園
乙房町323
連絡先　37-1212
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　育休明け～５歳児　地区名　庄内・西岳地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:40
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30

認定こども園　かしの
菓子野町10212
連絡先　37-1766
種別　認定こども園　定員　90名
年齢　０～５歳児　地区名　庄内・西岳地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:00 ～ 14:00

清涼幼稚園
庄内町12396
連絡先　37-0568
種別　認定こども園　定員　180名
年齢　満1～５歳児　地区名　庄内・西岳地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	10:30 ～ 14:30

ルンビニ保育園
庄内町12468
連絡先　37-0569
種別　法人保育園　定員　60名
年齢　０～５歳児　地区名　庄内・西岳地区

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

わかば森のこども園
高野町3090-2
連絡先　33-1810
種別　認定こども園　定員　35名
年齢　０～５歳児　地区名　庄内・西岳地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:15 ～ 18:15
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30





山之口地区

安楽地保育園
山之口町富吉3495-1
連絡先　57-2123
種別　認定こども園　定員　85名
年齢　0～5歳児　地区名　山之口地区
幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 14:00

やまのくち保育所
山之口町花木2760-１
連絡先　29-1050
種別　公立保育所　定員　70名
年齢　0～5歳児　地区名　山之口地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2・3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

高城地区

認定こどもの家　石山保育園

高城町石山3759-1

連絡先　58-8229

種別　認定こども園　定員　55名

年齢　0～5歳児　地区名　高城地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

さかえこども園

高城町穂満坊2553-51

連絡先　58-2600

種別　認定こども園　定員　105名

年齢　0～5歳児　地区名　高城地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	6:45 ～ 17:45
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

高城保育所

高城町穂満坊18

連絡先　58-2314

種別　公立保育所　定員　60名

年齢　0～5歳児　地区名　高城地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

認定こどもの家 つみき保育園

高城町桜木854-1

連絡先　58-4585

種別　認定こども園　定員　55名

年齢　0～5歳児　地区名　高城地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

有水こども園

有水3344-1

連絡先　59-9324

種別　公立認定こども園　定員　40名

年齢　0～5歳児　地区名　高城地区

延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 14:30

高城幼稚園

高城町穂満坊16

連絡先　58-2351

種別　公立幼稚園　定員　50名

年齢　5歳児　地区名　高城地区

幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

1号	教育時間	登園時 ～ 14:00



山田地区

谷頭こども園
山田町中霧島3283-3
連絡先　64-1051
種別　認定こども園　定員　95名
年齢　0～5歳児　地区名　山田地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

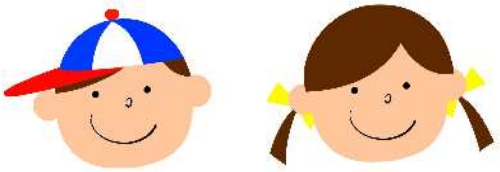
2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

まんがつか認定こども園
山田町山田9728-40
連絡先　64-1123
種別　認定こども園　定員　55名
年齢　0～5歳児　地区名　山田地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	9:00 ～ 17:00
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

山田中央保育所
山田町山田4297-1
連絡先　64-3021
種別　公立保育所　定員　60名
年齢　0～5歳児　地区名　山田地区
延長保育　幼稚園型一時預かり　一般型一時預かり

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30



高崎地区

旭保育園
高崎町大牟田1891-13
連絡先　62-4106
種別　法人保育園　定員　30名
年齢　0～5歳児　地区名　高崎地区

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00

おおむたこども園
高崎町大牟田2093-25
連絡先　62-1989
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～5歳児　地区名　高崎地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	9:00 ～ 15:00

善長寺保育園
高崎町江平1531-2
連絡先　62-2125
種別　法人保育園　定員　30名
年齢　0～5歳児　地区名　高崎地区

2･3号	標準時間	7:30 ～ 18:30
	短時間	8:30 ～ 16:30

縄瀬保育園
高崎町縄瀬1408
連絡先　62-3772
種別　法人保育園　定員　30名
年齢　0～5歳児　地区名　高崎地区

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30

めいほうこども園
高崎町大牟田1151-3
連絡先　62-2127
種別　認定こども園　定員　75名
年齢　0～5歳児　地区名　高崎地区
延長保育　幼稚園型一時預かり

2･3号	標準時間	7:00 ～ 18:00
	短時間	8:30 ～ 16:30
1号	教育時間	8:30 ～ 14:30



様式第1号(第3条関係)
(第1面)

記 入 例

受付印

令和9年度 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
(兼 幼稚園入所・保育所(園)入所・認定こども園入園申込書)

都城市福祉事務所長 宛て

※太線枠内のみを記入してください。裏面も記入してください。　※提出日を記入してください。

認定保護者	現住所	都城市 姫城町6街区21号							令和 8 年 11 月 18 日	
	令和8年1月1日現在の居住地	父	宮崎 都道府県 宮崎 市町村 町		母	宮崎 都道府県 宮崎 市町村 町			保護者連絡先	
	令和9年1月1日現在の居住地	父	宮崎 都道府県 都城 市町村 町		母	宮崎 都道府県 都城 市町村 町			0×0-1234-××××(父)	
	氏名	都城 太郎 ← 通知書等を送る際の名義になります。兄弟が通う(通っている)場合は同じ名義で記入。								

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係

	(フリガナ) 氏名	生年月日	令和9年4月1日現在の年齢	性別
申請に係る小学校就学前の子ども	フリガナ(ミヤコノジョウ ハナコ) 都城 花子	2025 年 10 月 1 日	1 歳	□男 ☑女
保育の希望の有無(※) いずれかにレ点を付けてください	□なし: (1号認定) ・幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			
	☑あり: (2号認定) (3号認定) ・保護者が疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			

入所希望日は1日 or 16日

(※)「なし」をチェックした場合は①～⑥に、「あり」をチェック…事項を記入してください。

①利用を希望する期間及び施設(事業所)…希望する場合には第5希望まで御記入ください。

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から 小学校就学前まで(又は令和 年 月 日まで)			
順位	施設名	施設番号	希望理由	見学の有無
第1希望	ぱんだ		兄が通っているため	○
第2希望	ひまわり		園の雰囲気が良かったため	○
第3希望	たこ		子どもに合うと思ったため	○
第4希望	あじさい		自宅から近いため	○
第5希望	かえる		職場から近いため	○
きょうだい児2人以上を同時に申し込む場合	該当する1つに☑をしてください。 ☑きょうだい児が同じ施設に同時入所できる場合のみ入所を希望する。(異なる施設では入所を希望しない) □きょうだい児が別々の施設に同時入所する場合でも入所を希望する。			

※見学は必ず行ってください。見学欄には、見学に行った場合は○、行っていない場合は×を記入してください。

②現在の保育状況及び入所できない場合の予定

現在の保育状況	右の項目から選んでください: 1	①自宅等でみている (児童との続柄:) (保育者氏名:) ②職場で保育している ○自宅外に預けている(下記の③～⑧で選択) ③(認可外)保育施設 ④企業主導型保育事業 ⑤一時預かり(日) ⑥親族(続柄: 年齢 歳) ⑦知人 ⑧その他()
入所できない場合の予定	右の項目から選んでください: 13	⑨認可外施設を利用 ⑩企業主導型保育事業を利用 ⑪一時預かり保育を利用 ⑫親族に預ける ⑬就労、就学を開始しない ⑭転園できない場合は在園施設を利用 ⑮育児休業の延長を検討する (年 月 日まで) ⑯その他()

③税情報等の提供、書類審査事項に関する署名欄

- ○ 市町村が個人番号をもとに、施設型給付費・地域型保育給付費等の教育保育・給付認定について、市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
- ○ 子ども・子育て支援法第16条の規定により、提出した書類(就労証明書等の添付書類含む)について、内容の調査・確認をすることに同意します。
- ○ 申請内容に事実との相違がある場合、又は申請内容に虚偽の記載や不正な処理があった場合(提出書類の偽造、改ざん等を含む)は、申請の却下、認定の取り消し又は利用の解除について同意します。
- ○ 4月の入所に向けた認定事務が集中し審査に時間を要した場合には、審査結果は30日間を超えてお知らせすることに同意します。

以上の事項に同意します。 令和 8 年 11 月 18 日 同意者氏名 都城 太郎

※窓口職員記入

本人確認書類	確認者
□個人番号カード	
□運転免許証	

※保育課記入

父・母 / 復職 保護者・職場確認済	要件	添付書類	受付者	調整表	Wel+	Scan
	父					
	母					

■市記入欄
□生保 ひとり親(□同居 □別居) □単身赴任 祖父母市外【 】人 父 □自【月 】H 母 □自【月 】H
□両親求職 □3子以降 □既兄弟 □同時兄弟 □保育士 □未提出 □DV □証明漏れ
□小規模から □広域から □待機から 障がい □本人 □両親とも □兄弟 保護者(障)(□特 □普)
就労1年以上(□父 □母) □認可外1年以上 □認可外利用 育休(□1年以上 □1年未満)

（第2面）

申請に係るこども						
現住所	宮崎県都城市姫城町6街区21号					
フリガナ	ミヤコノジョウ ハナコ	生年月日	令和9年4月1日現在の年齢	性別	保育の希望	
子ども氏名	都城 花子	20 25 年 10月 1日	1 歳	□男 ☑女	□なし(1号認定) ☑あり(2, 3号認定)	

④家庭の状況

※申請児童を除く全ての同居家族(祖父母等含む)について、提出時点での状況を記入してください。

区分	児童との続柄	氏名 単身赴任も記載(県内外、海外等)	個人番号(12桁)	障がい手帳等	生年月日	性別	勤務先等 (職業、学校名、保育園名等)
入所児童の世帯員 ※本人以外	父	都城 太郎 携帯		□有 ☑無	1985年 1月 1日	男	城都株式会社 勤務先 23-4894
	母	都城 丸子 携帯		□有 ☑無	1985年 3月 1日	女	勤務先
	姉	都城 良子		□有 ☑無	2015年 5月 1日	□男 ☑女	都城小学校4年
	兄	都城 一郎		□有 ☑無	2020年 8月 1日	☑男 □女	ジャンプこども園
	祖母	都城 一美		□有 ☑無	1962年 6月 1日	□男 ☑女	
				□有 □無	年 月 日	□男 □女	

同居している祖父母等も記入

該当するところに☑をつけてください。		
生活保護	□生活保護受給中 □生活保護申請中(年 月 日申請)	
ひとり親家庭	□ひとり親医療受給中	□児童扶養手当受給中
	□ひとり親医療申請中(令和 年 月 日申請)	□児童扶養手当申請中(令和 年 月 日申請)
同一生計者が所持している手帳	□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 特別児童扶養手当	

⑤祖父母の状況

※児童の世帯と別居している祖父母の状況を記入してください

続柄		氏名	住所	TEL
父方	祖父			TEL
	祖母			TEL
母方	祖父	高城 二郎	都城市高城町穂満坊町306	TEL 0×0-7890-△△△△
	祖母	高城 桜子		TEL 0×0-1234-△△△△

⑥児童の健康状態

健康状態で該当するところにレ点をつけてください

☑ 健康　□ 虚弱　□障がいあり

・身障手帳 記号番号 ()(級)
・療育手帳 記号番号 ()(判定)
・特別児童扶養手当 記号番号()(級)

[障がい等をお持ちの場合は、その状況を具体的に記入してください。なお、児童発達支援施設等を利用している場合は、施設名を記入してください。]

既往歴(今までにかかった病気を記入してください。)	入院の経験	(病名:) (年齢: 歳 か月)
	☑なし □あり	

食物アレルギー	☑なし □まだ食べていない □あり 牛乳・卵・小麦・そば・大豆 ・その他()		
気管支喘息	☑な し ・ □あ り	アトピー性皮膚炎	☑な し ・ □あ り
アレルギー性結膜炎	☑な し ・ □あ り	アレルギー性鼻炎	□な し ・ ☑あ り
常時内服している薬	☑な し ・ □あ り	その他 健康状態や発達について、園へお伝えしたいことがございましたら記入ください。	
(具体的に)			

⑦保育の利用を必要とする理由等

※月の就労時間は直近の実績もしくは予定の時間を記入してください

保育所等において保育の利用を希望する場合に必要とする理由を全て記入してください。
この理由は施設を決定する際の優先順位の基準になります。　求職要件での入所の場合は、利用時間は「短時間」となります。

保育の利用を必要とする理由		
	父	☑就労(月 180時間) □育休中(復帰日 令和 年 月 日) □疾病 □障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他()
	母	□就労(月 時間) □産休・育休中(復帰日 令和 年 月 日) □妊娠・出産(月予定) □疾病 □障がい □介護等 □災害復旧 ☑求職活動 □就学 □その他()

希望する利用時間	利用曜日(希望)	利用時間(希望)	
	月・(火)・(水)・(木)・(金)・土	☑短時間(8時間のうち必要な時間) □標準時間(11時間のうち必要な時間)	10 時 00 分から 15 時 00 分まで

様式第22号（第22条関係）

記　入　例

受付印

令和9年度　子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（新2号・新3号）

【申請にあたって同意していただく事項】

① 施設等利用給付認定にあたっては、市が保有する個人情報を利用します。また、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

② 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

③ 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

④ 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

⑤ 子ども・子育て支援法第16条の規定により、提出された書類（就労証明書等の添付書類含む）について、内容等を確認し、申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

⑥ 市が求める現況届の提出がなかった場合は、認定を取り消します。

⑦ 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

⑧ 提出した書類の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の書類を提出しなければなりません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業を利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1.　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

※提出日を記入してください。　　**令和8年11月18日**

都城市福祉事務所長　宛て

※太線枠内のみを記入してください。裏面も記入してください。

認定保護者	現住所	都城市 **姫城町6街区21号**				認定希望日（施設利用開始日）	令和 **9** 年 **4** 月 **1** 日
	R8.1.1現在居住の市町村	父	市町村名 **宮崎県宮崎市**	母	市町村名 **宮崎県宮崎市**	保護者連絡先	
	R9.1.1現在居住の市町村	父	市町村名 **宮崎県都城市**	母	市町村名 **宮崎県都城市**		
	氏　名	**都城　太郎**					－ －

対象児童	（ふりがな）氏　名	生　年　月　日（西暦）	令和9年4月1日現在の年齢	性別
	ふりがな（ みやこのじょう　はなこ ） **都城　花子**	20 **22** 年 **3** 月 **1** 日	**5** 歳	□男 ☑女
上記の子どもの個人番号		認定者番号		※認定者番号については、市が記入します

認定種別 いずれかにレ点を付けてください	☑ 申請こどもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している（新2号）	左記で新3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けてください。
	□ 申請こどもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（新3号）	□ 市民税非課税世帯に該当

保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けてください
父	☑ 就労　□ 疾病・障害等　□ 介護・看護　□ 災害復旧　□ 求職・活動等　□ 就学　□ その他
母	☑ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障害等　□ 介護・看護　□ 災害復旧　□ 求職・活動等　□ 就学　□ その他

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園部を利用する（予定を含む）方は記入してください。

施設名		利用開始予定日	令和　　年　　月　　日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する（予定含む）方は記入してください。

施設名	利用するサービスの種類	所在地等	利用開始予定日
ぱんだ認定こども園	■ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動	TEL:　-　－	令和 **9** 年 **4** 月 **1** 日
	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動	TEL:　-　－	令和　年　月　日
	□ 認可外　□ 一時預かり □ 病児保育　□ 子育て援助活動	TEL:　-　－	令和　年　月　日

（第2面）※太線枠内のみを記入してください

申請児童を除く、同居している全ての家族(祖父母等も含む)を記入してください。

区分	児童との続柄	氏名 単身赴任も記載(県内外、海外等)	個人番号	障がい手帳等	生年月日（西暦）	性別	勤務先等（職業、学校名、保育園名等）
入所児童の世帯員 ※本人以外	父	都城 太郎		□有 ☑無	1985年 1月 1日	男	城都株式会社 電話 23-4894
	母	都城 丸子		□有 ☑無	1985年 3月 1日	女	電話
	姉	都城 良子		□有 ☑無	2016年 5月 1日	□男 □女	都城小学校
	兄	都城 一郎		□有 ☑無	2021年 8月 1日	☑男 □女	ジャンプこども園
	祖母	都城 一美		□有 ☑無	1962年 6月 1日	□男 ☑女	
				□有 □無	年 月 日	□男 □女	

該当するところに☑をつけてください。	□生活保護受給中　□生活保護申請中(　　年　月　日申請)	
ひとり親家庭	□ひとり親医療受給中 □ひとり親医療申請中(　　年　月　日申請)	□児童扶養手当受給中 □児童扶養手当申請中(　　年　月　日申請)
同一生計者が所持している手帳	□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 特別児童扶養手当	

※添付書類(下記の中から該当する書類を添付してください)

保育要件	保育を必要とする要件の内容	必要な書類	申請者確認欄 父	申請者確認欄 母	市確認欄 (市記入)
就労	事業所等に就労している方。又は内職就労者	①就労証明書	☑	☑	□
	自営(居宅外自営又は農業を営んでいる 又は居宅内での自営等)	②自営業等申告書 添付資料:確定申告書の写し又は開業届など、営業している状況が分かる書類 **※既に上の子が入所している保護者で過去に同事業で添付資料を提出している場合は不要**	□	□	□
妊娠出産	母が妊娠中または出産後で保育が必要な場合(※出産月をはさんで産前産後各2か月の計5か月以内)	③保育が必要な要件申立書 添付資料:母子手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)	□	□	□
疾病・障がい等	保護者が病気または心身に障がいがある場合	⑤保育が必要な要件申立書(疾病・障害申立書) 添付資料:医師の診断書等	□	□	□
介護・看護	保護者が長期間にわたり親族を介護・看護している場合	③保育が必要な要件申立書 添付資料:介護を受ける方の医師の診断書等	□	□	□
災害復旧	火災や地震等により家屋を失ったり破損したため、その復旧をしている場合	③保育が必要な要件申立書 添付資料:り災証明書等	□	□	□
求職活動等	保護者が求職活動を行う場合(※3か月以内の期間限定・延長なし)	③保育が必要な要件申立書(求職要件用)	□	□	□
就学	保護者が(学校、職業訓練等)就学中の方	③保育が必要な要件申立書 添付資料:在学証明書等	□	□	□
その他	(　　)	(　　)	□	□	□

その他

認可外保育施設を利用中(利用予定)の方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	□	□

※窓口職員記入

本人確認書類	確認者
□個人番号カード　□運転免許証 □通知カード　□その他(　　) 番号等(　　)	

※保育課記入欄

2次審査	審査	1号認定あり	1号認定なし	受付
		□	□	

空き情報のご案内及び記載要領等のご案内

令和９年３月までの空き情報はこちらから

「○」：５人以上の空き
「△」：１～４人の空き
「―」：空きなし
「×」：受入不可
「空欄」：今後掲載予定



令和９年４月の空き情報及び申請書等の記載要領はこちらから



- 「○」「△」のついた施設でも受入状況が変わる場合があります。また「－」のついた施設でも児童の退所等により空きが出る場合があります。
- 希望施設は必ず見学してから申し込んでください。
- 幼稚園の入園申込等の詳細は園に直接、問い合わせください。
- 不明な点は、保育課へ問い合わせください。